



# 沖縄県広域緑地計画

～世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して～

2018年（平成30年）3月  
沖縄県





はじめに

沖縄県では、都市計画区域全体を対象として広域的な観点から緑の確保目標水準、配置計画などの方針を示した「沖縄県広域緑地計画」を2002年（平成14年）3月に策定しました。

同計画においては、広域的な観点から緑地の配置方針、実現のための施策の方針等を示し、各都市計画区域における緑地施策の推進方針を示しております。これらは、各都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となる都市計画区域マスタープランの「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」に位置付けられるとともに、市町村が定める「緑の基本計画」の指針としての役割も担っております。

沖縄県広域緑地計画策定後、「沖縄県景観形成基本計画」、「生物多様性おきなわ戦略」などみどりに係る関連計画の策定、平成24年には、沖縄県の総合計画・振興計画となる、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（2017年（平成29年）に改定）が策定されるなどこれからの変化に対応することが求められております。

一方、国の動向に目を向けると、2004年（平成16年）には「景観緑三法」と呼ばれる、景観法の制定、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定、及び都市緑地保全法から都市緑地法への改正、生物多様性基本法の制定（2008年（平成20年））、近年では「都市緑地法等の一部を改正する法律（2017年（平成29年））」において、都市緑地法、都市公園法及び都市計画法等の一部が改正され都市公園の再生・活性化、民間による市民緑地の整備、都市農地の保全・活用を図ることが謳われるなど、みどりを取り巻く環境も変化しております。

今般、「沖縄県広域緑地計画」策定から15年余を経過し、先に述べた関連法改正、上位・関連計画の策定等に対応するため、「沖縄県広域緑地計画」の改定を行いました。

改定に当たっては、新たな試みとして「みどり」と「緑地」の違いを明確にするための定義付けを行った上で、広域的な観点から「みどり」の配置方針、実現のための施策の方針等を示し、各都市計画区域における緑地施策の推進方針を示しております。

本計画が、「都市計画区域マスタープラン」への反映や「緑の基本計画」の指針となるとともに、実現のための施策の取り組み等により県民をはじめ国内外からの来訪者にとっても心地良い、豊かなみどりの空間形成に寄与するものと考えています。

終わりに、本計画の策定にあたり多角的な視点から助言及び指導を賜りました「沖縄県広域緑地計画検討委員会」の委員の皆様をはじめ、関係各位に対して心から感謝申し上げますとともに、県民の皆様及び関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

沖縄県土木建築部長  
宮城 理



## 目次

序章	はじめにー沖縄県広域緑地計画とはー	1
1.	本計画の概要と対象	1
(1)	概要	1
(2)	みどりの定義	1
(3)	みどりの効果	2
(4)	緑地の定義と本計画の対象	3
2.	計画の目的と位置づけ	5
(1)	見直しの背景と改定の視点	5
(2)	目的	5
(3)	広域緑地計画の位置づけ	6
(4)	見直しに係る社会経済情勢の変化	6
3.	計画の策定内容と構成	10
(1)	対象区域	10
(2)	計画の期間	10
(3)	計画の構成	11
第1章	みどりの現況と計画の課題	13
1.	沖縄県のみどりの特徴	13
(1)	沖縄県のみどりの成り立ち	13
(2)	圏域別のみどりの状況	16
2.	緑地の現況	31
(1)	施設緑地の状況	31
(2)	地域制緑地の指定状況	35
(3)	緑化推進の状況	40
3.	みどりの系統別評価	43
(1)	環境保全系統のみどり	43
(2)	歴史文化系統のみどり	43
(3)	防災系統のみどり	44
(4)	レクリエーション系統のみどり	44
(5)	景観系統のみどり	44
4.	みどりの保全・整備の課題	45
第2章	広域緑地計画の目標	47
1.	基本理念と基本方針	47
(1)	計画の基本理念	47
(2)	基本方針	48

2. みどりの将来像	50
(1) 将来像の位置づけと構成	50
(2) みどりの構造（みどりの将来像）	51
3. 計画フレームと目標水準	55
(1) 計画フレーム	55
(2) 目標水準設定	58
4. みどりの配置方針	64
(1) 環境保全系統の配置方針	64
(2) 歴史文化系統の配置方針	65
(3) 防災系統の配置方針	66
(4) レクリエーション系統の配置方針	67
(5) 景観系統の配置方針	68
第3章 実現のための施策の方針	69
1. 施策の体系	69
2. 施策の方針	73
I 施設緑地の確保と整備	73
II 地域制緑地の指定・保全	80
III 緑化の推進	85
第4章 圏域別の施策の推進方針	89
1. 那覇広域都市圏	90
2. 南城都市圏	97
3. 中部広域都市圏	102
4. 名護都市圏	109
5. 本部都市圏	115
6. 宮古都市圏	120
7. 石垣都市圏	126
第5章 今後に向けた展開	133
1. 推進の体制づくり	133
(1) 県の役割	133
(2) 市町村の役割	134
(3) 住民、NPO、企業等の役割	134
2. 進行管理	135

## 序章 はじめに-沖縄県広域緑地計画とは-

1. 本計画の概要と対象
2. 計画の目的と位置づけ
3. 計画の策定内容と構成





## 序章 はじめに一沖縄県広域緑地計画とは一

### 1. 本計画の概要と対象

#### (1) 概要

- ◆本計画は、2002年(平成14年)3月に策定された「沖縄県広域緑地計画」を、その後の社会経済情勢の変化、関連法改正、上位・関連計画の策定・改定等に応じて改定するものである。
- ◆「沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】(平成29年5月)」の「みどり」に関する施策の実現を目指す推進計画である。
- ◆広域的観点からみたみどりの確保目標や配置計画及びみどりの形成の方策などを示し、今後の沖縄県におけるみどりの形成の推進施策の方向を明らかにするものである。
- ◆都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランに反映し、都市緑地法に基づく市町村が策定する「緑の基本計画」の指針として活用するものである。

#### (2) みどりの定義

本計画で対象とするみどりは、「周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水面、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など」とする。

樹木や草花などの植物だけでなく、公園などのオープンスペース、河川・港などの水面、農地など、より広い範囲を対象とすることをイメージしやすくするため、本計画では「みどり」を用いるものとする。

#### ■みどりの区分と定義

- ・みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、河川・港などの水面、公園、農地に加え、公共施設などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の植栽地など
- ・緑地：上記のみどりのうち、将来にわたって残される可能性の高い担保性のあるもの  
緑地は、施設緑地と地域制緑地に分類する。  
施設緑地：都市公園やこれに準じる機能を持つ公共・民間の緑地  
地域制緑地：農地や水面などのオープンスペース。土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地
- ・緑被：樹林地、農地、街路樹、庭木、草地、施設など樹林や樹木、草地など、みどりで被覆された土地及び水面（裸地含まず）
- ・緑化：市街地に草木などを植えてみどりを増やす行為

\*「みどり」と「緑」について：「みどり」の定義については、本文に記載した通りであるが、従来の「緑」は樹林地、植栽、緑化、緑被等多岐な概念で使用されている。本計画では、「緑の基本計画」などの法的用語、計画名称においては、そのままの「緑」とするが、「みどり」との混乱を避けるため「緑」の単独用語は、樹林地などに置き換え単独使用は極力避けるものとした。

\*「緑地」と「緑被」について：従来は「緑地」と「緑被」は同義語として扱われることが多く見られたが、本計画では定義に示すように明確に区分して計画するものとする。「緑被」は、あくまで植栽地や水面等の「みどり」で被覆された土地を示す。「緑化」は植栽等を増やす行為を指す。「緑化」された土地は「緑被」となる。

(3) みどりの効果

みどりの効果は、大きく3つの効果がある。

- 存在効果…都市環境の保全や都市景観の形成、生物多様性の確保や都市防災機能の向上など、みどりがあることによりもたらす効果。
- 利用効果…スポーツの場やレクリエーションの場として利用し、健康の維持増進やストレス緩和を図るなど、みどりを利用することでもたらす効果。
- 媒体効果…交流、安心、商業・観光、福祉、教育・文化など多様な分野の活動が活性化し、地域コミュニティの育成や地域の魅力を高めるきっかけとなる効果。

本計画では、それらを総合的に勘案して計画づくりを行うものとする。

■みどりの効果

①存在効果（みどりが存在することによる効果）

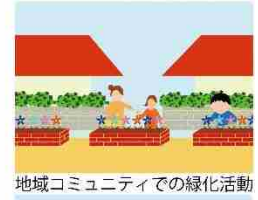
- ・都市環境の保全：  
ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化 など
- ・都市景観の形成：  
潤いのある美しい景観の形成 など
- ・生物多様性の確保：  
生物の生息・生育の場や環境の確保 など
- ・都市防災機能の向上：  
火災時の緩衝帯、避難地や避難路の確保 など

②利用効果（みどりを利用することにより直接的に得られる効果）

- ・スポーツの場の提供：  
スポーツや運動を行う場の提供 など
- ・レクリエーションの場の提供：  
憩いとやすらぎの場の提供 など

③媒体効果（みどりをきっかけとして人の活動が活発化し、地域の魅力が高まる効果）

- ・交流：  
みどりを介した交流イベントによる地域コミュニティの育成 など
- ・安心：  
緑化活動を通じた地域コミュニティの強化や育成 など
- ・商業・観光：  
施設周辺のにぎわい創出、イベント開催による地域の活性化 など
- ・福祉：  
健康増進や生きがいつくりへの寄与など
- ・教育・文化：  
自然体験や遊びを通じた環境教育、地域の歴史文化を活かした活動 など

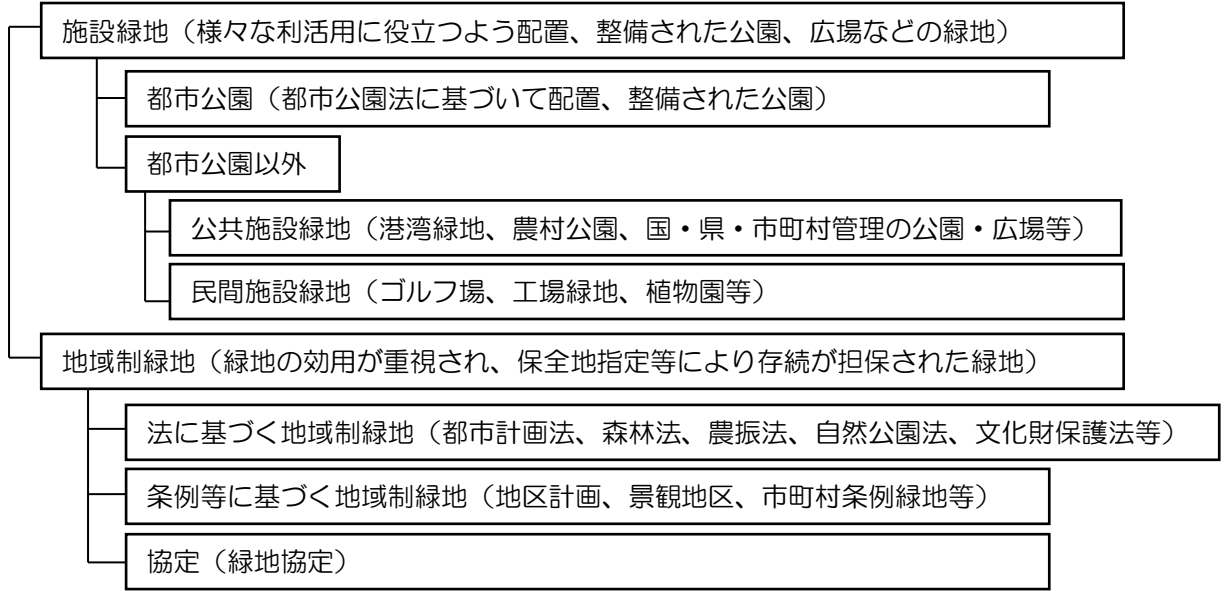


(4) 緑地の定義と本計画の対象

広域緑地計画の対象は、都市計画区域の「みどり」とし、将来にわたって担保性の高いみどりを「緑地」とし、みどりの保全・創出・緑化などの具体的な施策を位置付ける。

本計画における「緑地」の定義と区分は、次の通りとする。

■緑地の区分と定義



出典：「緑の基本計画ハンドブック」（社団法人日本公園緑地協会編）より、本計画に合わせ改変

注）駐留軍用地内の森林・樹林地は「みどり」と位置づけ、緑地量としては原則としてカウントしない。

■対象とするみどりと緑地のイメージ図（図範囲は都市計画区域）

\* 図中で緑色をしているもの及び樹木や水面のすべてが「みどり」。



■代表的な緑地

□施設緑地（都市公園）



首里城公園（那覇市）



浦添大公園（浦添市）



沖縄県総合運動公園（沖縄市）

□施設緑地（公共施設緑地）



港湾区域内的のパークゴルフ場（与那原町）



知念岬公園（南城市）

□施設緑地（民間施設緑地）



東南植物楽園（沖縄市）

□地域制緑地



風致地区：知念（南城市）



農振農用地：小城（八重瀬町）



自然公園：平久保半島（石垣）

## 2. 計画の目的と位置づけ

### (1) 見直しの背景と改定の視点

計画策定から約15年が経過し、この間に景観緑三法の改正等をはじめとした法制度の変更や少子高齢化・人口減少社会の到来等の社会情勢の変化、沖縄県の大きな課題である駐留軍用地跡地の利用計画の進展と沖縄県及び各市町村の将来都市像の変化等、みどりを取り巻く環境や位置付けについて再検討する必要性が生じている。

そのため、近年の法制度の改正状況や社会情勢の変化、みどりの現状等を踏まえ、沖縄県広域緑地計画を改定する。また、改定にあたっては、現行計画を改善する視点として下記の点に留意する。

- 基本理念・基本方針において、より沖縄県のみどりの特徴の発揮を図ること
- みどりの目標水準において、各圏域別の特性に応じて具体化を図ること
- 社会経済情勢の変化等に対応できるように、みどりの質に着目して計画を進めること
- 具体的な施策の方向付けと役割の明確化を図ること
- みどりの持つ多様な機能性の向上を図り、量的確保とともに質的な充実を目指すこと

### (2) 目的

沖縄県は日本最南端の亜熱帯島しょ県であり、沖縄本島と宮古島、石垣島の都市圏を中心に、広い範囲にわたる県土を構成している。

この広い県土のそれぞれに存在する特徴あるみどりは、県民の日常生活において重要であるばかりでなく、観光業や農林漁業、工芸など沖縄の産業を支えている。

また、みどりを享受する対象は、外国人を含む観光客の増加や県民の移動の広域化の進展等市町村の枠を超えた広がりを見せている。

このように、県民及び観光客の活動、行動が広域化している今日、沖縄県の都市圏におけるみどりのあり方を定める場合、一の市町村の範囲を超えた広域の見地から検討を行う事が必要である。

以上を踏まえ、沖縄県広域緑地計画は、県民の暮らしや活動の場となる都市の環境の向上を図り、県土の発展を推進するため、広域的な都市圏を対象にみどりの望ましい姿と実現のための方針を定めるものとする。

なお、本計画は、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランに反映するとともに、都市緑地法に基づく市町村が策定する「緑の基本計画」の指針として活用するものである。

---

\*「広域緑地計画」の位置づけ：都市住民の活動、行動が広域化している今日、都市における緑のあり方を定める場合、一の市町村の範囲を超えた広域の見地から検討を行う事も必要である。この場合、都道府県は地域の実情に応じて必要な緑地の保全及び緑化の推進に関する計画を都道府県の広域緑地計画として定めることも考えられる。「都市緑地法運用指針より」

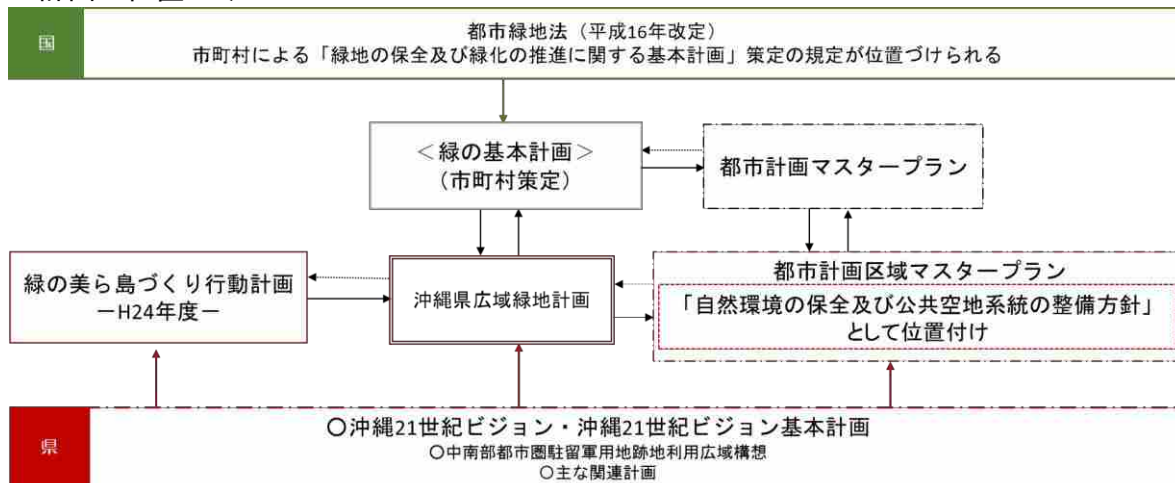
\*緑の基本計画：「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市緑地法第4条の規定に基づき定めるもので、市町村が地域の実情を十分に考慮し、緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策、取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されるものである。

\*都市計画区域マスタープラン：県が都市計画区域についての基本的な方針を定めるもので、正式名称は。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という。沖縄県では「那覇広域」「南城」「中部広域」「名護」「本部」「宮古」「石垣」の7つの都市計画区域で定められている。

(3) 広域緑地計画の位置づけ

広域緑地計画は、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画、各都市計画区域の都市計画区域マスタープランと整合し、市町村が定める緑の基本計画の指針として活用できるよう位置づける。

■計画の位置づけ



(4) 見直しに係る社会経済情勢の変化

沖縄県広域緑地計画が策定された 2002 年(平成 14 年)以降、みどりの保全や創出などに対し、全国的には主に次のような動きがある。

1) 少子高齢化・人口減少の進行と持続的なみどりの計画の必要性

我が国では、少子高齢化や人口減少が進んでおり、2035 年(平成 47 年)には人口の約 30%が高齢者になると推計されている。沖縄県においては、現在のところ人口増加を維持しているものの、近い将来には少子高齢化と人口減少が予測されており、沖縄県のみどりの主要部分を占めている森林や農地のみどりの担い手の高齢化や人手不足の深刻化が予想される。

また、人口減少社会では、これまでの市街地の拡大を前提とした都市構造の転換を踏まえたみどりの形成についても検討していく必要がある。

国においては、2017 年(平成 29 年) 6 月の都市緑地法・都市公園法などの一部改正で、法律上の緑地の定義に農地を位置づけるとともに、都市公園の目標面積に、市民緑地を含めてよいとされました。また、都市再生特別措置法の改正(2016 年(平成 28 年) 2 月一部改正)によって、各地域が少子高齢化・人口減少社会の中で、自律的で持続的な社会を創生できるよう「コンパクトシティプラスネットワーク」の形成による持続的な都市運営の実施条件を拡充してきている。

このような社会情勢下においては、多様な主体が連携して新たなみどりの担い手の育成やみどりに関わる機会を創出するなど、持続的な社会を継続できるようなみどりの計画が求められている。

## 2) 地球環境問題の顕在化への対応

エネルギーの多消費などが原因となって、砂漠化や海面上昇など気候の温暖化による影響、これらを背景とした局地的集中豪雨の発生など、環境に関わる問題は地球規模にまで広がり、世界共通の課題となっている。

都市環境という面では、ヒートアイランド現象の深刻化が、環境問題や健康問題に影響を与えている。みどりは、都市の熱環境緩和や二酸化炭素吸収の機能を持ち、ヒートアイランド現象の緩和に役立っている。

このようなことから、沖縄県においても、環境面においてまとまりのあるみどりの保全やまちなかのみどりの創出が重要となっている。

## 3) 生物多様性の確保や自然環境保全の必要性の高まり

2008年(平成20年)6月に、「生物多様性基本法」が制定され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など生物多様性確保に向けた取り組みが重要であるとされた。

生物多様性からみた沖縄県の生態系は、日本で唯一の亜熱帯性地帯としての特徴ある生息・生育環境として有機的につながっており、生物多様性の確保と保全に向けた取り組みが求められている。

このようなことから、沖縄県においては、今ある多様な自然環境を保全しつつ、これらのみどりのネットワークでつなぎ、生物多様性に配慮したみどりの質を高めていくことが重要となっている。

## 4) 自然災害の激甚化・広域化

近年、巨大地震の発生や度重なる集中豪雨等による大規模な災害の発生が頻発している。

とりわけ、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災の被害は甚大で、かつ、きわめて広範囲となり、自然災害の脅威とそれに対する備えの大切さが認識させられた。

これを受けて、国では予防対策の充実等を柱とした災害対策基本法の改正(2013年(平成25年)6月)を行い、沖縄県では、島しょ県であることから、津波災害が憂慮され、避難所・避難路の整備やハザードマップの作成等の防災対策の進行、住民の防災意識の高まりによる防災・減災対策の促進に取り組んでいる。そのような中、2016年(平成28年)4月に熊本地震が発生し、多大な被害を出したことで予防及び避難対策の重要性が再認識されることとなった。

このようなことから、みどりが有する保水機能や災害時の避難地、延焼防止などの防災機能を評価し、効果的にみどりを配置することにより、防災力を高めていくことが重要となっている。

## 5) 地域主体のまちづくりの高まり

少子高齢化や人口減少が進む中で、限りある財源により「みどりにふれあう場」を県民に提供していくためには、より効果的・効率的なみどりの整備と管理を進めていくことが求められている。

それを受けて、まちづくりに対する住民意識の高まり、NPOや民間企業等のみどりのまちづくりへの参画の増加なども盛んになってきており、住民と行政で創り上げるみどりの活動への住民の参加・参画機会の充実が必要である。

## ■みどりにかかる社会経済情勢及び上位・関連計画の動向

年次	国の動向	沖縄県の動向
平成 14 年		(3月) 沖縄県広域緑地計画策定
平成 16 年	景観緑三法の制定と改正 ・都市緑地保全法から都市緑地法へ改正 ⇒緑化地域における緑化率規制の導入、 立体都市公園制度の創設など ・景観法制定 ⇒景観計画区域、景観地区などにおける 良好な景観の形成のための規制等、初 めて景観についての総合的な法律が制 定される	(4月) ・都市計画区域マスタープラン策定(那 覇広域、中部広域、石川、名護、本 部、宮古、石垣) ⇒うるま市(4市町合併)の誕生により 中部広域都市計画区域に再編。平良都 市計画区域は宮古都市計画区域に名称 変更
平成 20 年	(6月) 生物多様性基本法の制定	
平成 22 年		(3月) ・沖縄 21 世紀ビジョン策定 (8月) ・南城市が単独都市計画区域として指定 される(南城都市計画区域マスタープ ラン策定) ・那覇広域都市計画区域の再編
平成 23 年	(3月) ・東日本大震災の発生 (10月) ・生物多様性地域連携促進法の施行	
平成 24 年		(3月) ・緑の美ら島づくり行動計画策定 (5月) ・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画策定
平成 25 年	(6月) ・災害対策基本法の一部改正	(1月) ・中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域 構想
平成 28 年	(2月) ・都市再生特別措置法の改正 ⇒立地適性化計画の作成が市町村ででき ることとなる (4月) ・熊本地震の発生	
平成 29 年	(6月) ・都市緑地法・都市公園法などの一部改 正 ⇒法律上の緑地の定義に農地が位置づけ られる ⇒都市公園の目標面積に、市民緑地を含 めてよいとする	(5月) ・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画改定



## 2) 本計画改定に係る上位・関連計画

- ・本計画の上位計画は、沖縄県の総合計画・振興計画である「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】」である。
- ・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画は 2012 年(平成 24 年) 5 月 15 日の策定から 5 年が過ぎ、社会経済情勢の変化等により、重要性が増した課題が顕在化してきたことから、これら課題に対応するため 2017 年(平成 29 年) 5 月 15 日に計画を改定した。この改定計画において、将来の県勢の振興と県土の整備、環境の形成、社会の発展について、次のような方向を示している。

### ■沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】の基本方向

基本方向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の枠組み           <ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな自然環境の保全と薫り高い文化の継承</li> <li>○穏やかで安全な社会の構築と快適で質の高い生活空間の創造</li> <li>○駐留軍用地跡地の活用等による県土構造の再編</li> </ul> </li> </ul>	
基本施策	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島を目指して           <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境の保全・再生・適正利用</li> <li>○持続可能な循環型社会の構築</li> <li>○低炭素島しょ社会の実現</li> <li>○伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造</li> </ul> </li> <li>○文化産業の戦略的な創出・育成</li> <li>○価値創造のまちづくり</li> <li>○人間優先のまちづくり</li> </ul>	

- ・その基本施策の展開において、「みどり」に係る計画では「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島」を目指し、その一つとして公園・緑地や緑地的環境の整備・保全を位置づけている。
- ・「価値創造のまちづくり」の基本施策の展開方向では「沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める礎にするとともに、花と緑にあふれる潤いある県土の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間と共にその価値が高まる地域づくりを推進」を、今後の方針として示している。
- ・また、今後の公園・緑地整備、環境保全、都市緑化、景観形成等に関連して、以下の計画が策定されており、各計画において今後の方向が示されている。

### ■主な関連計画等

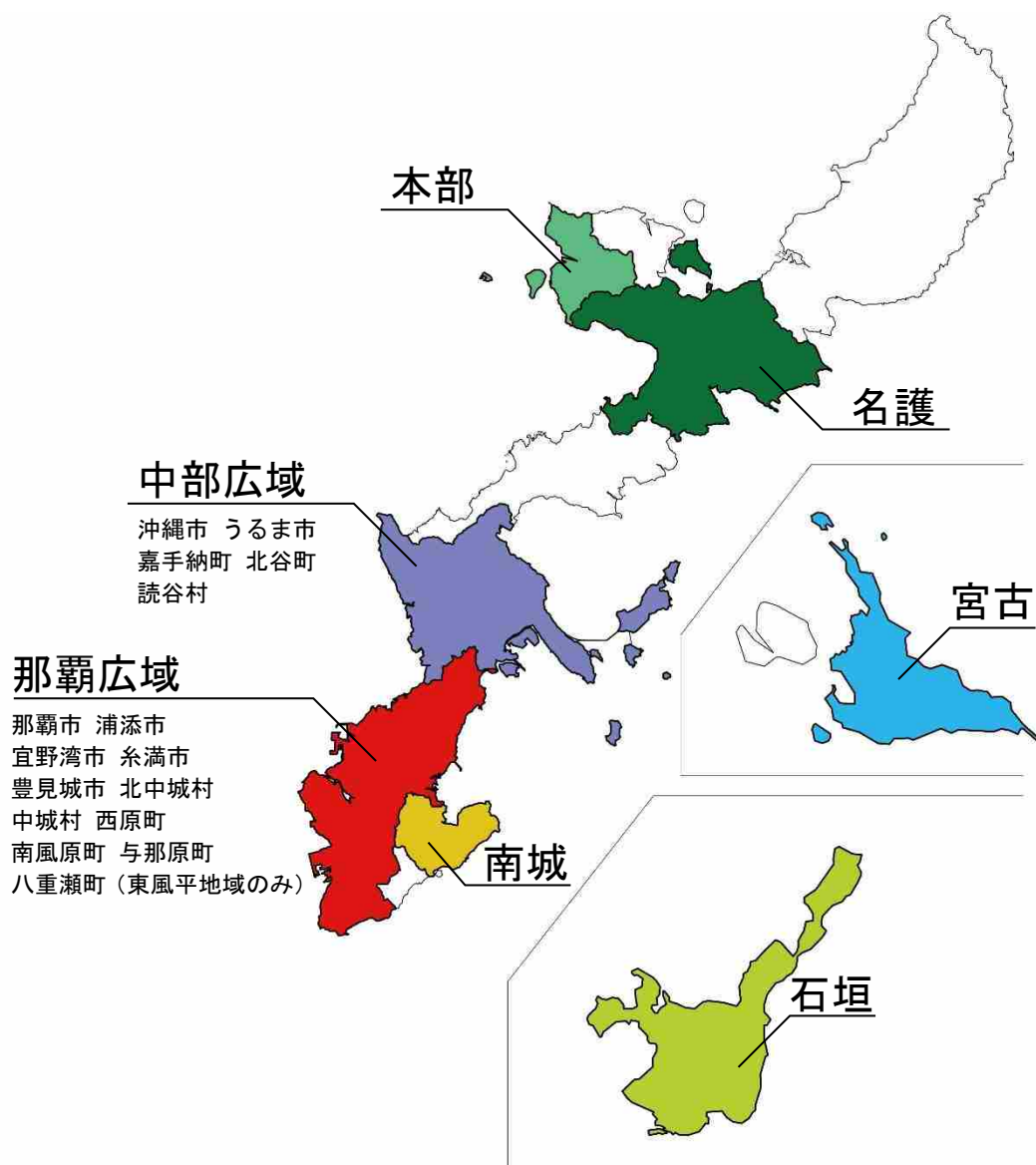
●第 4 次沖縄県国土利用計画(平成 20 年度)	●緑の美ら島づくり行動計画～緑の美ら島の創生を目指して～(平成 23 年度)
●“美ら島沖縄”風景づくり計画(沖縄県景観形成基本計画)(平成 22 年度)	●平成 27 年度沿道景観の向上に係る技術研究開発業務(平成 27 年度)
●第 2 次沖縄県環境基本計画(平成 25 年度)	●第 5 次沖縄県観光振興基本計画(平成 29 年度)
●沖縄県地域防災計画(平成 26 年度)	●国際都市形成基本計画(平成 9 年度)
●生物多様性おきなわ戦略(平成 24 年度)	●琉球歴史回廊(平成 11・12 年度)

## 3. 計画の策定内容と構成

## (1) 対象区域

県内の都市計画区域（7区域）を対象区域とする。但し、都市計画区域に隣接する範囲にあって沖縄県の特性を活かす上で重要なみどりについてはこれを含めて検討する。

## ■本計画の対象区域



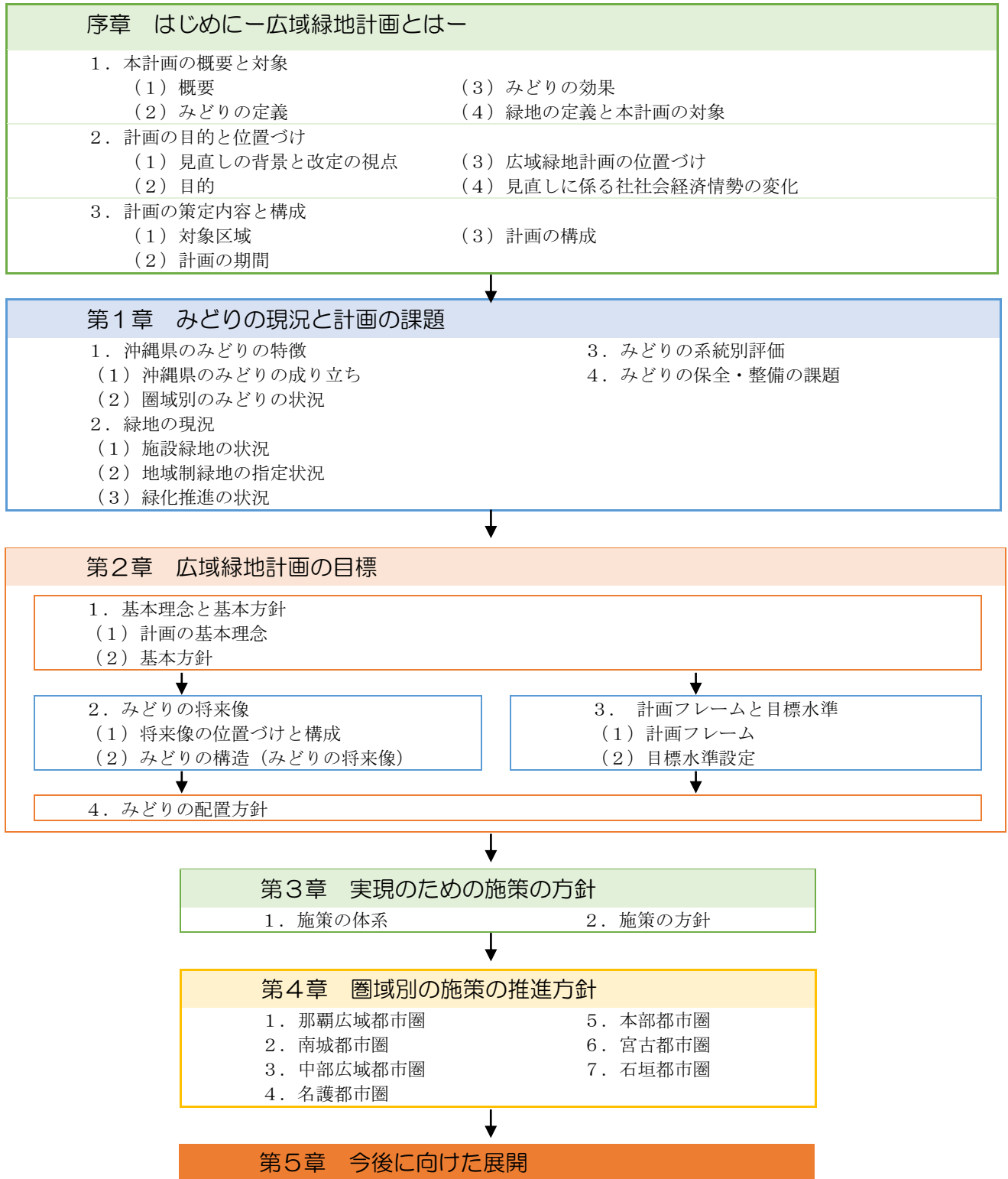
## (2) 計画の期間

計画の期間は、長期ビジョンであることから概ね 20 年間とし、関連する都市計画事業等と連携した緑地の配置・整備、緑化の推進を図るため、上位・関連計画等に整合を図り、計画期間を 2015 年（平成 27 年度）～2035 年（平成 47 年度※）とする。

※元号については、変更予定

### (3) 計画の構成

本計画は以下のように構成している。





## 第1章 みどりの現況と計画の課題

1. 沖縄県のみどりの特徴
2. 緑地の現況
3. みどりの系統別評価
4. みどりの保全・整備の課題



## 第1章 みどりの現況と計画の課題

### 1. 沖縄県のみどりの特徴

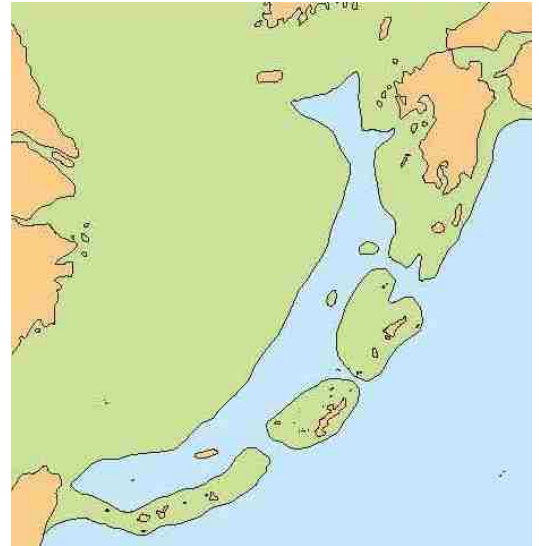
#### (1) 沖縄県のみどりの成り立ち

・沖縄県は、日本の南西端に位置し、南北 400 km、東西 1,000 km に及ぶ海域に弓状に連なる琉球弧と呼ぶ南西諸島の内の琉球諸島及び大東諸島にあり、大小約 160 の島しょ（うち有人島 50）からなる。

・日本で唯一の亜熱帯圏に位置し、黒潮に含まれた亜熱帯海洋性気候下にある。また隆起・沈降を経て大陸とつながっていた時代に、陸づたいに渡来し封入されて独自の進化を遂げた固有性の高い多様な生物相を育んできた所で、「東洋のガラパゴス」とも称され、自然の資質の高い圏域として知られている。

・植物も琉球弧にそって南限域にある温帯の植物種が生育する一方で、生育の北限域にある南方性の植物種も見られる立地にあり、また隆起サンゴ礁地形が多く（沖縄本島中南部、宮古島等）石灰岩地域の植生が広く分布するなど、独特の植物景観を見せている。

・自然林は沖縄本島北部山域や西表島、石垣島の山域と島しょの一部を占め、また島しょの風衝地帯には風衝植生が、海浜には海浜植物群落が、水面には湿性植物群落が沖縄の自然を形作っている。特に水面は琉球弧にそって渡る渡り鳥の休息地ともなっていて、ラムサール条約登録湿地となった漫湖をはじめ、重要な湿地や干潟が存在する。



鮮新世末～更新世初期（陸橋時代）  
（約 170 万年～130 万年前）  
「沖縄県史 図説編 県土のすがた」  
（沖縄県教育委員会）より



本部町の山々



石垣島のマングローブ林

・また、自然や祖先を敬う風習や伝統を基にして、墓地や泉、御嶽等には植栽が配置され大切に守られてきた。樹木の配置には風水思想を拠り所にして風を防ぎ、水場を維持する抱護の形が重視されている。背後にクサティ森などの抱護林（家や村を守る丘や森のこと）を配し、防風林、屋敷林や垣根などを巡らすなど、樹木で包まれた集落が点在している。今も各所に残されている集落のみどりや郷土資源のみどりは、このような自然と共生し地域を守る人々の心に支えられてきたもので、規模は小さくても、歴史的、民俗的に重要なみどりで、地域の心の拠り所になっている。



世界遺産：琉球王国のグスク及び関連遺産群

・文化資産と位置づけられる沖縄のみどりに、グスクと呼ぶ城跡がある。琉球王国成立時代の地方の首長の居城であり、その数は奄美地方も含めて 200～300 あるといわれ、特に沖縄本島中南部地域に多い。それらはやがて北山、中山、南山の王国にまとまり、これを平定した中山王により 1429 年に統一王朝琉球王国が誕生した。この時代の代表的な城跡である首里城跡を始めとするグスクと関連遺産群は、平成 12 年に世界遺産に登録されている。

・琉球王国は 1609 年に薩摩藩が侵攻し、琉球王朝が薩摩藩の支配下に置かれる中 1879 年まで 450 年間続き、この間の琉球王国時代に華開いた琉球の文化や伝統が歴史的郷土的環境のみどりに包まれ存在している。

特にグスクは石炭岩台地の頂部にあつて、地形上の要害の地であることから、今日では樹林に囲まれ、また地域の景観の中心にあると同時に優れた眺望地点でもあり、今も地域の人々の精神的なシンボルとして維持されている。



首里城跡

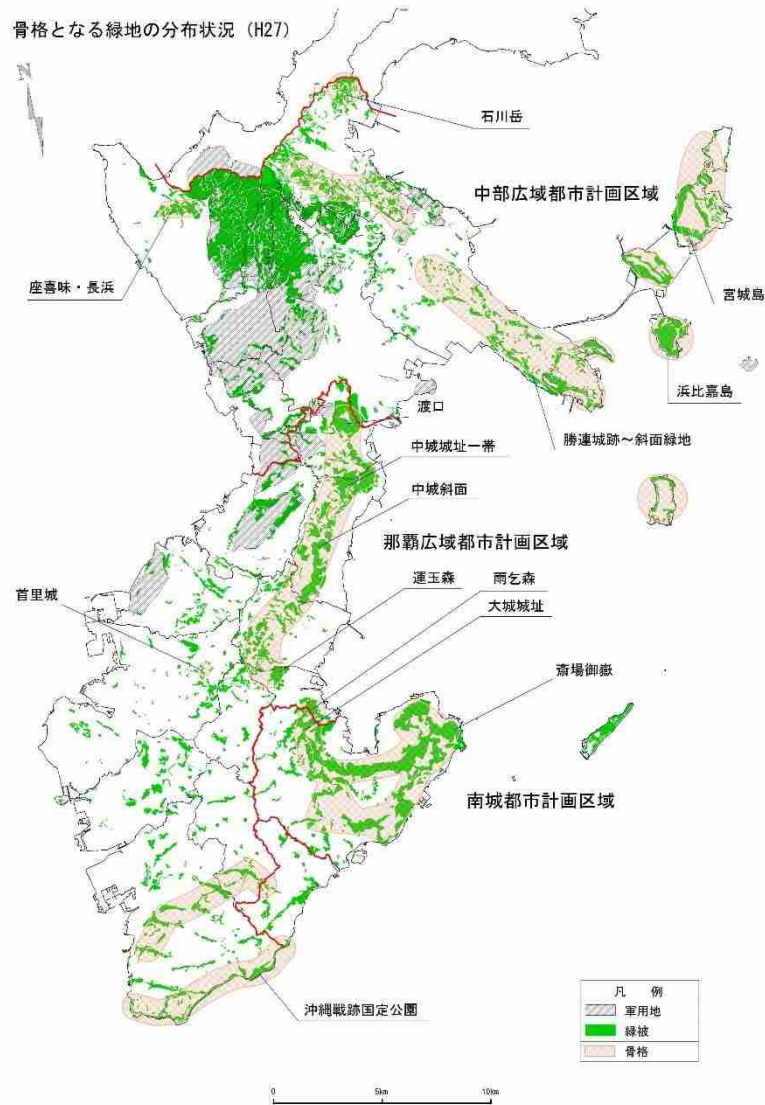


勝連城跡



- ・これらの沖縄らしさを象徴するみどりは、太平洋戦争の苛烈な戦禍により大きな打撃を受けた。特に本島中南部では森林面積の77%に相当する約6,000 haを焼失した。本島北部やその他の地域においても、戦火により、あるいは軍需物資としての伐採によって森林は減少した。加えて、戦後は、食料増産のための開墾、薪炭材や建築資材等の確保、軍用地（米軍基地）の建設等が進み、森林は減少の一途をたどってきた。
- ・戦後、戦災復興、本土復帰を契機とする社会資本整備の中で、緑化の取り組みが進められ緑被の回復が図られているが、樹林で被覆されている所でも本来の自然の資質が回復している場所は少ない。特に本島中南部地域には、未だ森に復元していないギンネム等に覆われた荒廃原野が多い。
- ・本島中南部地域には多くの駐留軍用地が存在しており、土地利用が制約されてきた状況がある。そのため、丘陵地における開発行為などによるみどりの減少がみられる地域も存在する。一方で、開発行為における緑地の創出や、風致地区指定による緑化の推進などみどりの確保も進められている。また、駐留軍用地跡地では土地区画整理事業等が行われ、都市公園を整備することで良好な市街地環境の創出を図っている事例も多い。

■ 沖縄県中南部都市圏における軍用地と緑被の分布状況



## (2) 圏域別のみどりの状況

## 1) 那覇広域都市圏

**a. 地形とみどりの状況<平坦な石灰岩台地と島尻丘陵の緩傾斜地>**

- ・石灰岩による台地が分布する地域と、その基盤の島尻層郡の丘陵・緩傾斜地が広がる地域に分けられる。また、河川や海岸の沿岸では沖積低地が広がる部分がある。
- ・石灰岩台地は、宜野湾～那覇北側では西海岸から緩やかに東上がりに傾斜し、中城湾沿いに断層崖となって急斜面をなしている。急斜面下では、海岸沿いに低地が連なっている。糸満南部では、石灰岩台地が広範に広がり、台地上はほとんどが農地に占められるが、所々に残る石灰岩堤の丘陵や斜面地に樹林地が残っている。
- ・河川が浸食して形成した谷沿いにも樹林地が残っている。主な河川はほとんどが東側の台地上から西海岸へ流れ出ている。その川沿いにみどりが連続している。
- ・国場川、饒波川は、緩やかな島尻丘陵の間を流れ、河口に漫湖の干潟を形成している。
- ・中城湾岸は、海岸沿いに平坦な海岸地形が連なっている。これらを取り囲むように急斜面が連なっている。

**b. 土地利用特性とみどりの状況<市街地を取り巻くみどり>**

- ・県都那覇市を有し、人口や都市機能が県内で最も集積した都市圏である。区域区分が行われている唯一の都市圏であり、市街化区域は都市的土地利用、市街化調整区域においては自然的土地利用が主体であり、比較的明確に分かれている。
- ・骨格的なみどりは、市街地の分布に対して概ね外縁を取りまく形で存在している。これらは市街地の拡大に地形的な制約のあった丘陵や崖地である。
- ・特に、琉球石灰岩の台地上は平坦地が広がり、市街地や米軍の駐留軍用地が広がっている。その縁は、石灰岩堤や断層崖などそびえ立った崖地である場合が多く、そこにみどりが残る形となっている。
- ・石灰岩の基盤となっている島尻層群泥岩が露出する地域では、地すべりや崩壊地が所々にみられる。(特に中城湾岸の斜面地)
- ・与那原～那覇以南は、島尻層群泥岩の丘陵が広がり、南風原、八重瀬、豊見城等は都市近郊型の野菜畑やサトウキビ畑が広がる。

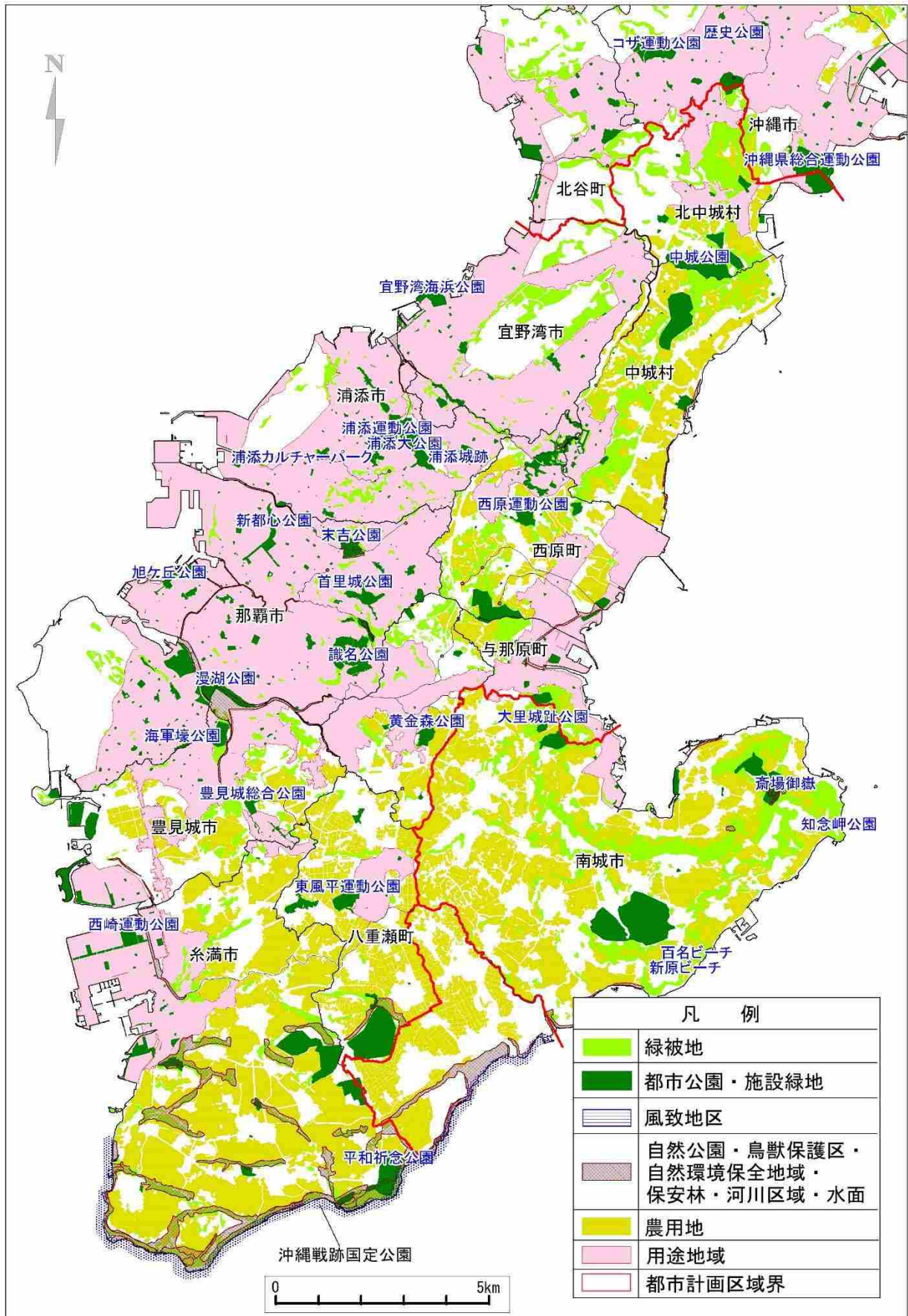
**c. みどりの特性<歴史・文化を伝えるみどりと荒廃原野の存在>**

- ・開発が進んでいる地域であるが、みどりが残されているのは地形的に制約のあった急傾斜地や御嶽や拝所など郷土資源として大切にされてきたところである。
- ・第二次大戦の戦火によるみどりの焼失で、地すべり地形などの樹林の回復が進まない。

**d. 主な施設緑地、地域制緑地の分布<歴史・文化的交流の拠点>**

- ・首里城公園、浦添大公園等の城跡を内包する公園や海軍壕公園や平和祈念公園など、沖縄県の歴史文化的側面を特徴付けるみどりが整備されている。中城公園をはじめとした広域公園などが整備中である。
- ・地域制緑地は、那覇市の漫湖及び末吉の風致地区や南部の沖縄戦跡国定公園特別地域などである。
- ・糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、八重瀬町において農業振興地域が指定されている。

■那覇広域都市圏のみどりの現況



2) 南城都市圏

a. 地形とみどりの状況<那覇広域からつづくハンタ緑地の存在>

- ・島尻層郡の丘陵地、緩傾斜地及び平地が広がる。また、海岸の沿岸では沖積低地が広がる部分がある。南城都市圏の東南側に広がる樹林地は、那覇広域からつづくハンタ（断崖）緑地として貴重なみどりとなっている。



知念岬と周辺の樹林地

b. 土地利用特性とみどりの状況<自然的土地利用が主体>

- ・自然の樹林地と農地が広がり、自然的土地利用が大半を占めている。市街地は佐敷や大里など旧市街化区域のみで、農村集落・漁村集落が点在する状況である。
- ・百名ビーチや新原ビーチをはじめとして、海岸周辺の特徴を生かした観光交流に寄与する土地利用が進んでいる。

c. みどりの特性<歴史・文化を伝えるみどり>

- ・世界遺産斎場御嶽があり、それを取り巻くように樹林地が保全されている。
- ・世界遺産以外にも、東御廻り（アガリウマーイ）の文化遺産など貴重な歴史・文化史跡を有している。

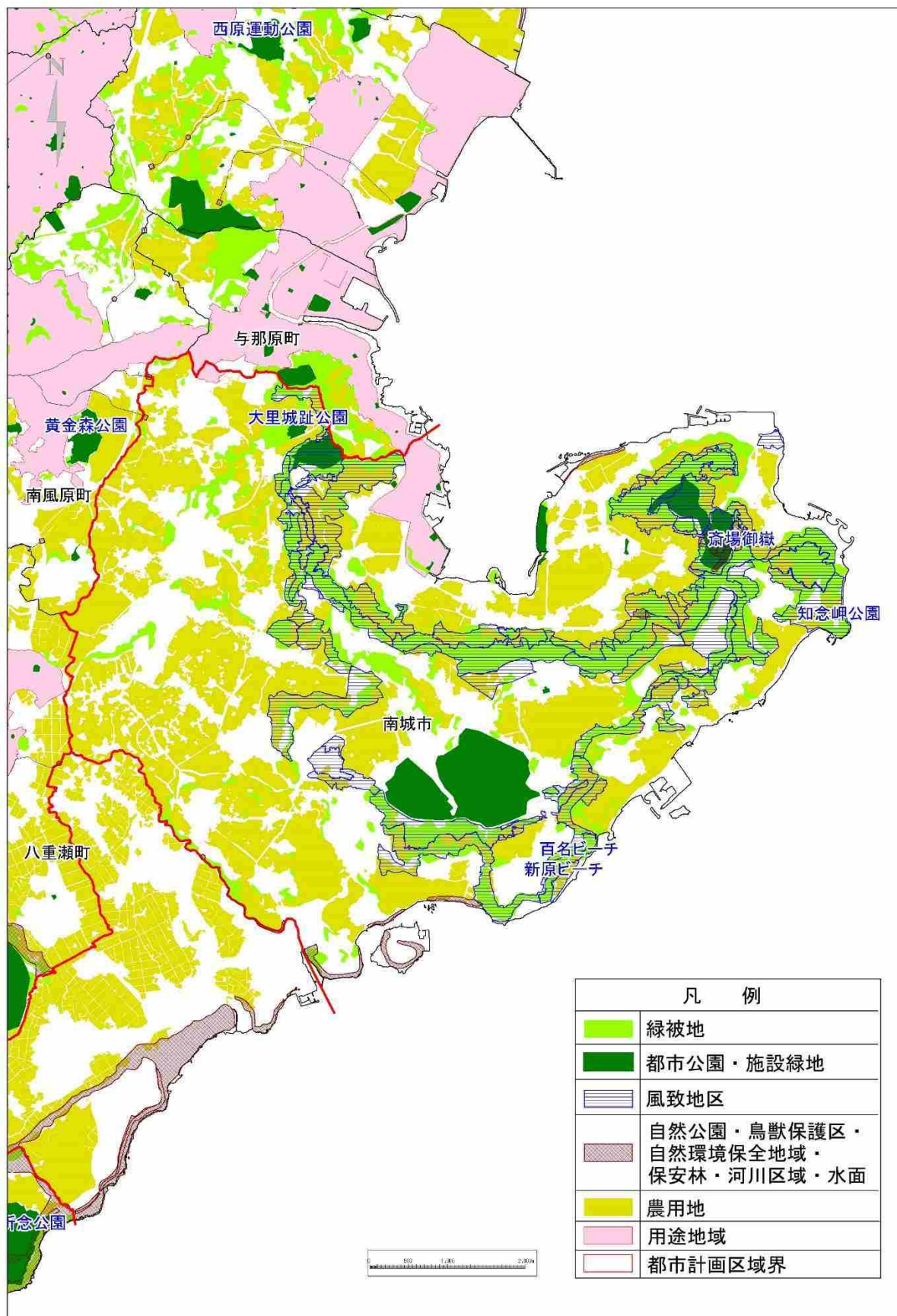


斎場御嶽（セーファウタキ）

d. 主な施設緑地・地域制緑地の分布<広大な風致地区>

- ・南城市は、4町村の合併により平成18年に誕生した。旧知念村と旧玉城村は都市計画区域外であったため、都市公園は、旧大里村と旧佐敷町のみで整備されている。農村公園は、各集落で整備されている。
- ・約1,100haの風致地区が指定されており、1つの風致地区でこれだけの規模を有するものは全国的にも少ない。
- ・南城都市圏の広い範囲で、農業振興地域が指定されている。

■ 南城都市圏のみどりの現況



### 3) 中部広域都市圏

#### a. 地形とみどりの状況<本島中南部と北部地域の結節点>

- ・石灰岩台地が大半を占める西海岸域と、北部脊梁山地からの流れをくむ石川岳や嘉手納弾薬庫内の樹林地、うるま市石川の市街地を区切る断層崖～勝連半島の石灰岩地形、勝連半島東海域の島々などにより構成される。
- ・うるま市石川から勝連半島に向けての断層や石灰岩堤などにも連なって樹林地が残っている。中城湾岸は、島尻層郡の斜面に囲まれ斜面に沿って樹林地が残っている。
- ・中城湾岸は、海岸の沖積低地が連なり前面の海岸には干潟が広がっている。



比謝川

#### b. 土地利用特性とみどりの状況

##### <弾薬庫内の樹林地を水源とする河川沿いと海岸のみどり>

- ・石川岳や米軍の嘉手納弾薬庫内に広い樹林地があり、その大半が基地内に存在する比謝川や天願川などの河川沿いや、市街地方面に向けて伸びる尾根線沿いなどに残されている。
- ・読谷の石灰岩台地の縁に残る斜面緑地や、海岸部は沖縄海岸国定公園にも指定されており、自然海岸や植生が残っている。

#### c. みどりの特性<歴史・文化を伝えるみどりと荒廃原野>

- ・那覇広域都市圏と同様に開発が進む地域であるが、みどりが残されているのは、地形的に制約のあった急傾斜地や、御嶽や拝所など郷土資源として大切にされてきたところである。
- ・第二次大戦の戦火による樹林地の焼失で、地すべり地形などの樹林の回復が進まない。
- ・駐留軍用地内には、みどりがまとまって残っている。

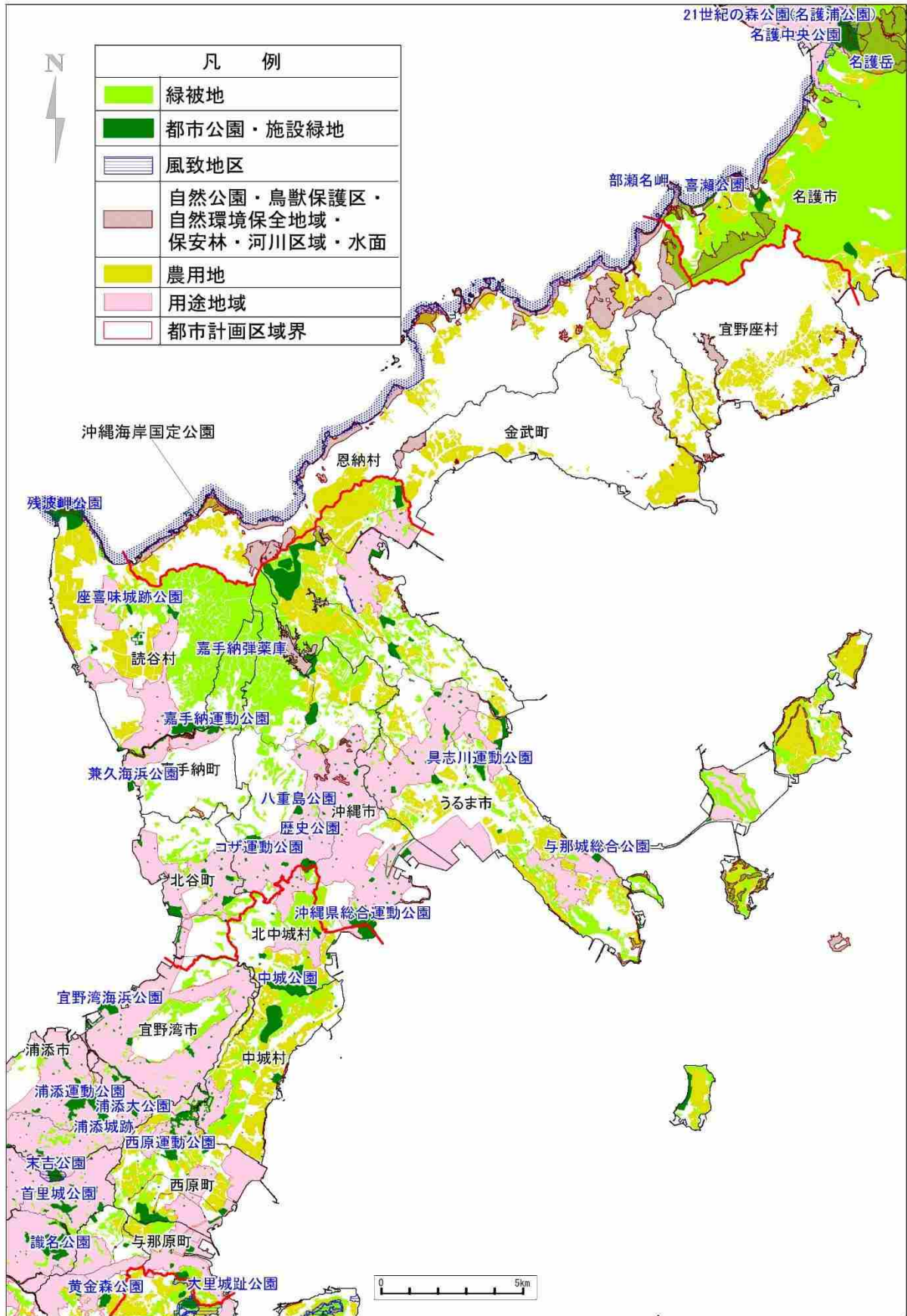
#### d. 主な施設緑地・地域制緑地の分布<スポーツレクリエーションが充実>

- ・沖縄県総合運動公園をはじめスポーツや海浜レクリエーション施設を備えている公園が多い。
- ・うるま市石川で風致地区が指定されている。
- ・比謝川河口部には鳥獣保護区、残波岬公園には沖縄海岸国定公園に指定されている。
- ・沖縄市、うるま市、読谷村において農業振興地域が指定されている。



座喜味城跡

■ 中部広域都市圏のみどりの現況



## 4) 名護都市圏

## a. 地形とみどりの状況&lt;やんばるの脊梁山系&gt;

- ・名護都市圏では、沖縄本島北部の脊梁山系を構成し、標高 300～400mの多野岳、名護岳、久志岳が連なり、リュウキュウアオキースダジイ群集の自然性の高い植生が繁茂している。
- ・山岳地帯を水源として、東西に河川が流れている。
- ・海岸部はサンゴ礁が取りまいており、特に東海岸側では、広い範囲に良好なサンゴ礁が生育している。
- ・名護都市圏の西海岸や羽地内海沿岸は、沖縄海岸国定公園に指定されている。周辺の山々や静穏な水面、内海に浮かぶ島々など良好な景観を持つ。

## b. 土地利用特性とみどりの状況&lt;西海岸のリゾート、農地&gt;

- ・名護都市圏南部の部瀬名岬には沖縄サミット会場となった万国津梁館やリゾートホテルが立地し、観光の拠点施設となっている。
- ・沖縄本島と本部半島の間は、低地や丘陵となっており、名護の市街地が広がっている。低地や丘陵中間部には農地が広がっている。

## c. みどりの特性&lt;豊かな山と水面のみどり&gt;

- ・沖縄本島北部のやんばるの流れを組むところであり、多様な生態系を有する。
- ・サンゴ礁に囲まれた西海岸や、大浦湾岸沿いの良好な海岸景観や、源河川沿いや羽地内海の水面など、多様な水面環境を有する。

## d. 主な施設緑地・地域制緑地の分布&lt;山頂の散策、眺望点、海洋性レクリエーション&gt;

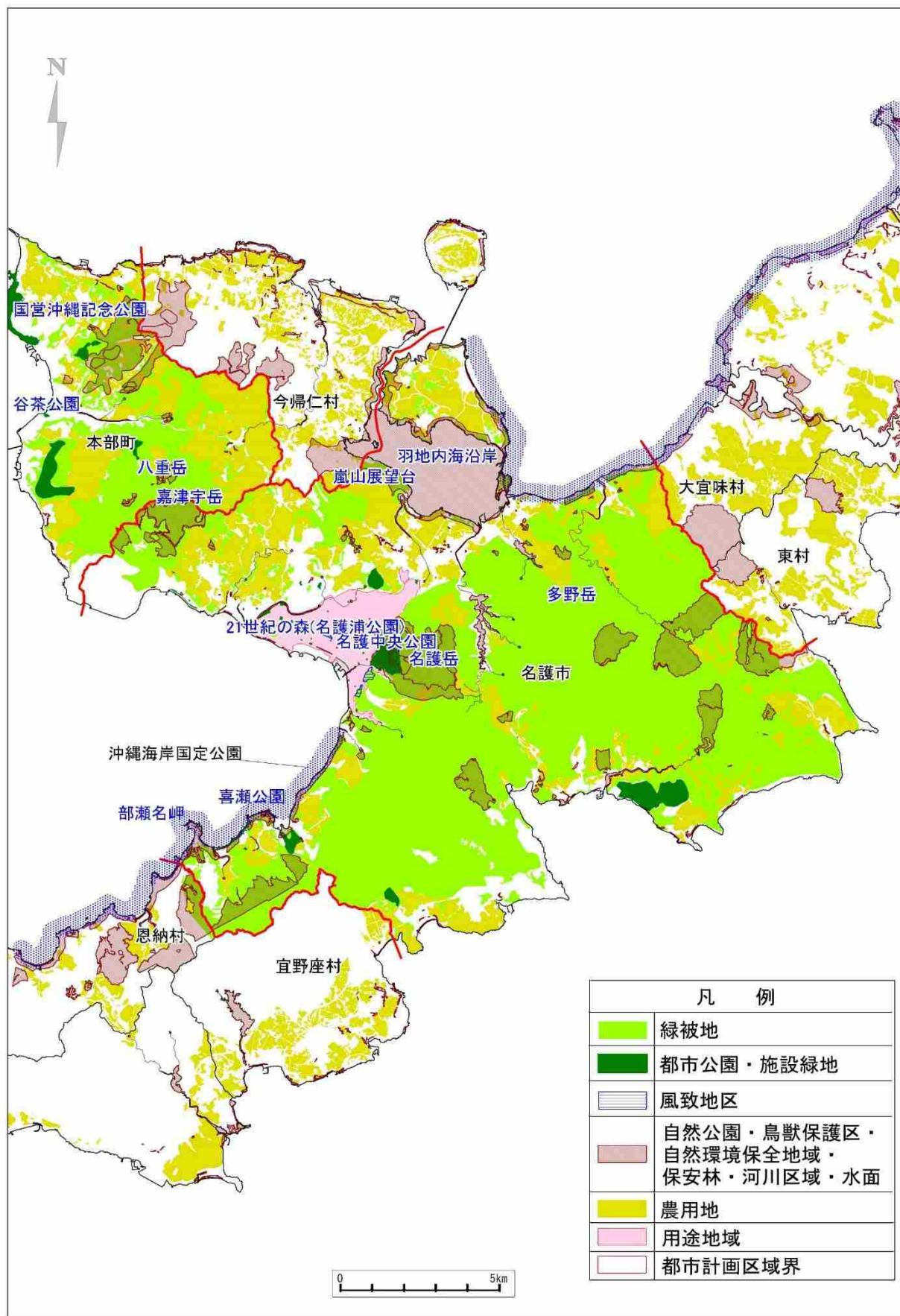
- ・21世紀の森や羽地内海などの散策やレクリエーション、背後の名護岳や多野岳、嵐山展望台など優れた眺望を持つ地点が多い。
- ・東海岸は、丘陵部に民間ゴルフ場などが整備され、風光明媚な海岸線を背景として、滞在型のスポーツレクリエーション地区としても利用されている。
- ・九年又風致地区など、4地区の風致地区が指定されている。
- ・西海岸の海岸一帯には、国定公園が指定されている。
- ・用途地域指定区域以外では、自然的土地利用が主体で農業振興地域や森林地域が指定されている。



21世紀の森（名護浦公園）



■名護都市圏のみどりの現況



5) 本部都市圏

**a. 地形とみどりの状況<やんばるの脊梁山系と本部石灰岩>**

- ・ 沖縄本島から西側につきだした本部半島は、450mを超える嘉津宇岳や八重岳がそびえている。本部半島では、石灰岩が分布し、採石場として利用されているところや石灰岩カルストの特徴的な地形が点在している。
- ・ 本部半島先端部は、広い範囲で良好なサンゴ礁が生育している。

**b. 土地利用特性とみどりの状況<西海岸の観光地、採石場>**

- ・ 本部都市圏の国営沖縄記念公園海洋博覧会地区は、多くの観光客が訪れる。
- ・ 本部半島の石灰岩地形は、採石場として広い範囲で地形の改変が行われている。
- ・ 備瀬の集落をはじめとし、本部都市圏の集落地域にはフクギ並木や瓦屋根住宅等の伝統的な集落要素が残っており、良好な集落の景観を形成している。

**c. みどりの特性<豊かな山と水面のみどり>**

- ・ 嘉津宇岳、八重岳や本部のカルスト地形など石灰岩地域など特徴的なみどりが多く存在している。
- ・ 石灰岩の割れ目より塩分を含んだ水が湧き出ている塩川は、国の天然記念物に指定されており、その地名を冠したシオカワモッカや種子植物ながら水中で花を咲かせるカワツルなどの珍しい動植物が生息している。

**d. 主な施設緑地・地域制緑地の分布<海洋性レクリエーション>**

- ・ 本部都市圏の西海岸では、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区が整備されており、県民や県外から来訪者が訪れる公園となっている。
- ・ 集落以外の土地利用は、自然的土地利用が主体で森林地域や農業振興地域が指定されている。

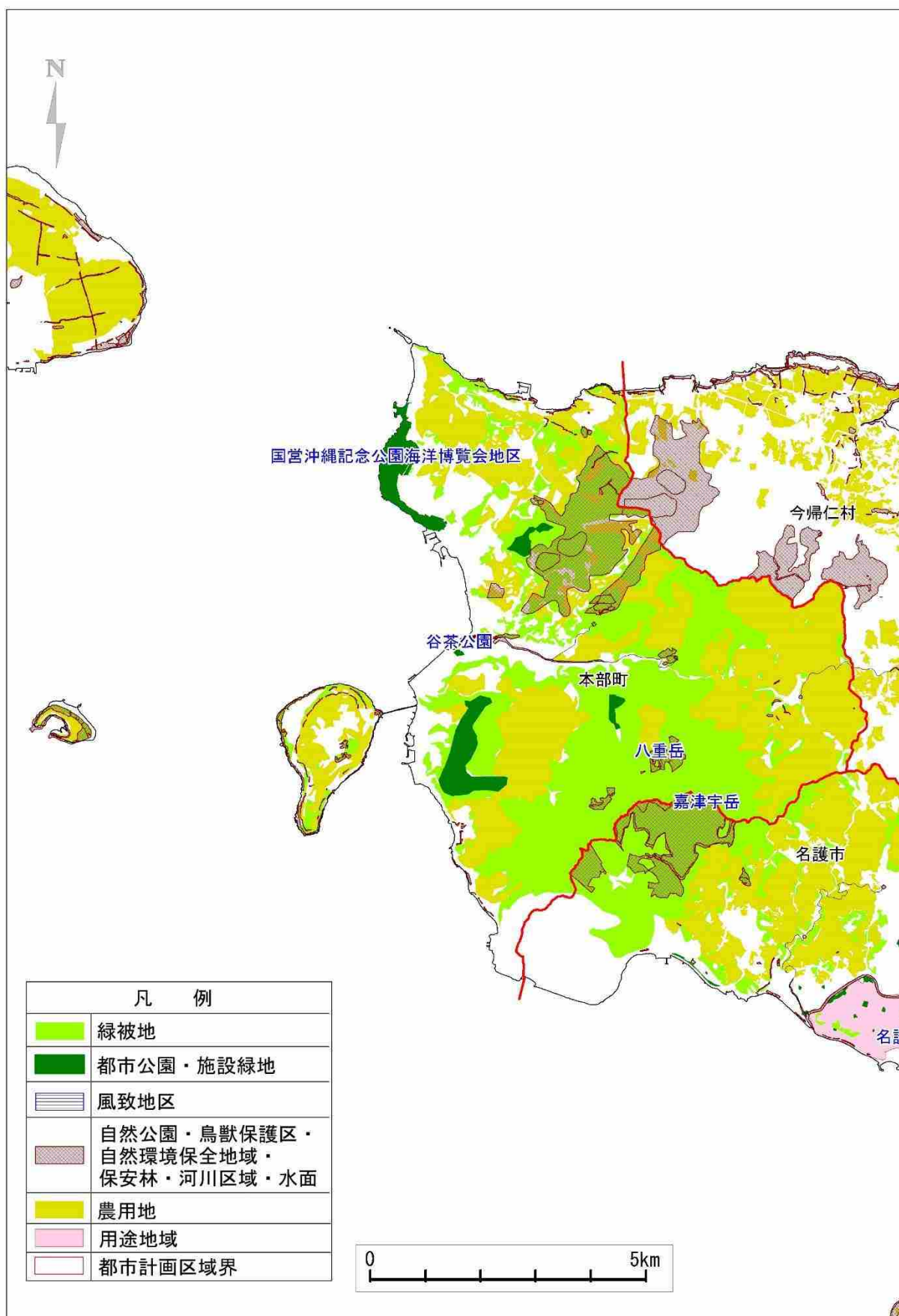


国営沖縄記念公園海洋博覧会地区



山里円錐カルスト

■本部都市圏のみどりの現況



## 6) 宮古都市圏

## a. 地形とみどりの状況&lt;石灰岩台地の平坦な地形と特徴ある海岸部&gt;

- ・隆起石灰岩の台地で、地形の変化は少なく石灰岩堤と呼ぶ数条の断層崖が南北に台地を分ける以外は平坦地が広がり、島の中央に位置する標高 108.6mの野原岳を最高点にする。
- ・全般に東に高く西に下がる地形で、東側と南側の端部は崖や斜面を形成し、西側は低い海岸段丘や平地を形成しているが、湧水より流れ出る小流を除いて表流河川はない。南北には東平安名崎や西平安名崎の岬の張り出しがあり、西側には大浦湾、与那覇湾、入り江湾や砂山や与那覇前浜などの著名な砂浜を擁し、周囲に池間島や来間島、大神島の島しょと広大な干出礁として知られる八重干瀬を配して、海岸部は変化に富んでいる。
- ・自然的な植生は一部のタブ林や池間島ユニムイの湿地植生などわずかな範囲に止まる。樹林地は海岸沿いと断層崖の斜面や大野山林等の一部丘陵地に分布し、モクマオウ・ギンネムなどの植林、リュウキュウマツや広葉樹の二次林が過半を占めている。
- ・島全体がサンゴ礁に取り囲まれ、陸水の流出が少ないことからサンゴ類の生存状況は良好で、慶良間諸島や石垣島・石西礁湖などとともに沖縄を代表するサンゴ礁景観域として知られている。



東平安名岬

## b. 土地利用特性とみどりの状況&lt;市街地の周りの樹林地や農地と、集落周辺のみどり&gt;

- ・石灰岩の平坦な地形はほとんどが農地や集落に利用され、集落周りの小丘には御嶽や墓所、自然洞窟井泉などの郷土資源のみどりが分布している。
- ・中心市街地の周辺には公園や墓地、小さな斜面の樹林地が分布するだけで、その周囲を囲む農地の広がり重要な存在になっている。

## c. みどりの特性&lt;石灰岩台地の環境を保全するみどりと重要な自然性のみどり&gt;

- ・島の樹林地は水源にしている地下水の涵養機能と保水力を高め、また強風に対して防風林の効用を持つことから、その総てが重要な存在となっている。

(大野山林・野田山林や石灰岩堤・小丘陵の樹林地、海岸防風林・耕地防風林など)

- ・残されている僅かな自然的緑地の存在も重要であり、渡り鳥など野鳥や小動物の重要な生息域となっている。

(池間島ユニムイ湿地、狩俣山地、島尻マングローブ、大野山林、与那覇湾、八重干瀬等)

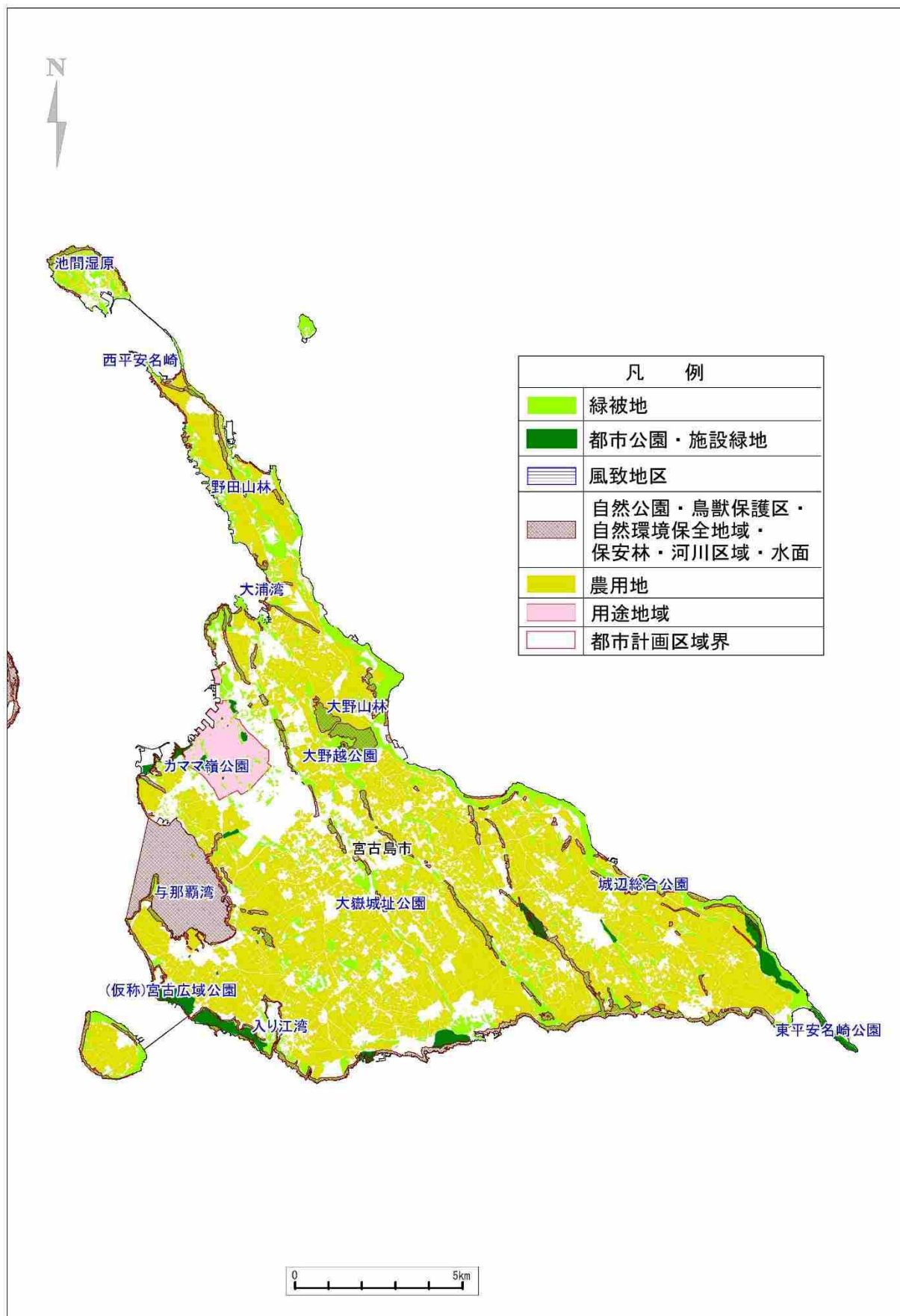


大野山林

## d. 主な施設緑地・地域制緑地の分布&lt;スポーツアイランドと交流の環境をつくるみどり&gt;

- ・トライアスロン大会や各種スポーツのキャンプ地として定着するなど、スポーツレクリエーションが盛んであり、運動公園やグラウンド、ゴルフ場、海浜リゾートなどが重要なみどりとなっている。
- ・用途地域指定区域以外は、自然的土地利用が主体で、農業振興地域や森林地域が指定されている。

■宮古都市圏のみどりの現況



## 7) 石垣都市圏

## a. 地形とみどりの状況

## ＜沖縄県最高峰の山稜から沖縄を代表するサンゴ礁海域までの大きな景観構成＞

- ・バンナ岳から南の市街地を囲む一帯、県内の最高峰、標高 526m の於茂登岳を中心とした山稜部と名蔵から川平・崎枝の半島部の一帯、宮良川から北へ平久保半島に至る東海岸の一帯によって構成される。
- ・河川は名蔵川と宮良川が大きく、ともに於茂登岳の山稜より流れ、河口に湿地帯、名蔵アンパルや宮良川のヒルギ林を形成している。
- ・海域は世界的に有名なサンゴ礁地帯となっており、砂丘海岸や隆起サンゴ礁上には自然性の高い海岸植生が分布し、特徴的な景観を見せている。

## b. 土地利用特性とみどりの状況

## ＜山地から牧野、農地、市街地・集落、そしてサンゴ礁へのつながり＞

- ・山地地域は水源涵養地帯で、底原ダムや真栄里ダムが建設されている。
- ・山地の東麓では放牧がおこなわれ、集落地域から海岸部に至る穏やかなスロープが独特の伸びやかな風景を見せている。
- ・市街地の周囲には農地が広がり、バンナ岳一体の稜線に囲まれている。集落の大半は海岸部に立地し、防風林や屋敷林などに包まれのどかな田園景観をみせる。



玉取崎展望台からの風景

## c. みどりの特性＜亜熱帯の生態系を育む森と海＞

- ・於茂登岳を中心に山稜部は亜熱帯の自然林に被われヤエヤマヤシやマングローブなど天然記念物に指定されている群落を始め南方性の樹種が多い独特の森林景観を呈している。
- ・宮良川の河口や名蔵アンパルの湿地は鳥類を中心とする重要な生物圏を構成している。
- ・東海岸はアオサンゴなど希少なサンゴ類の生息地でもあり、これに準ずるサンゴ礁が東海岸を縁取り、また川平湾の湾口部にも存在している。



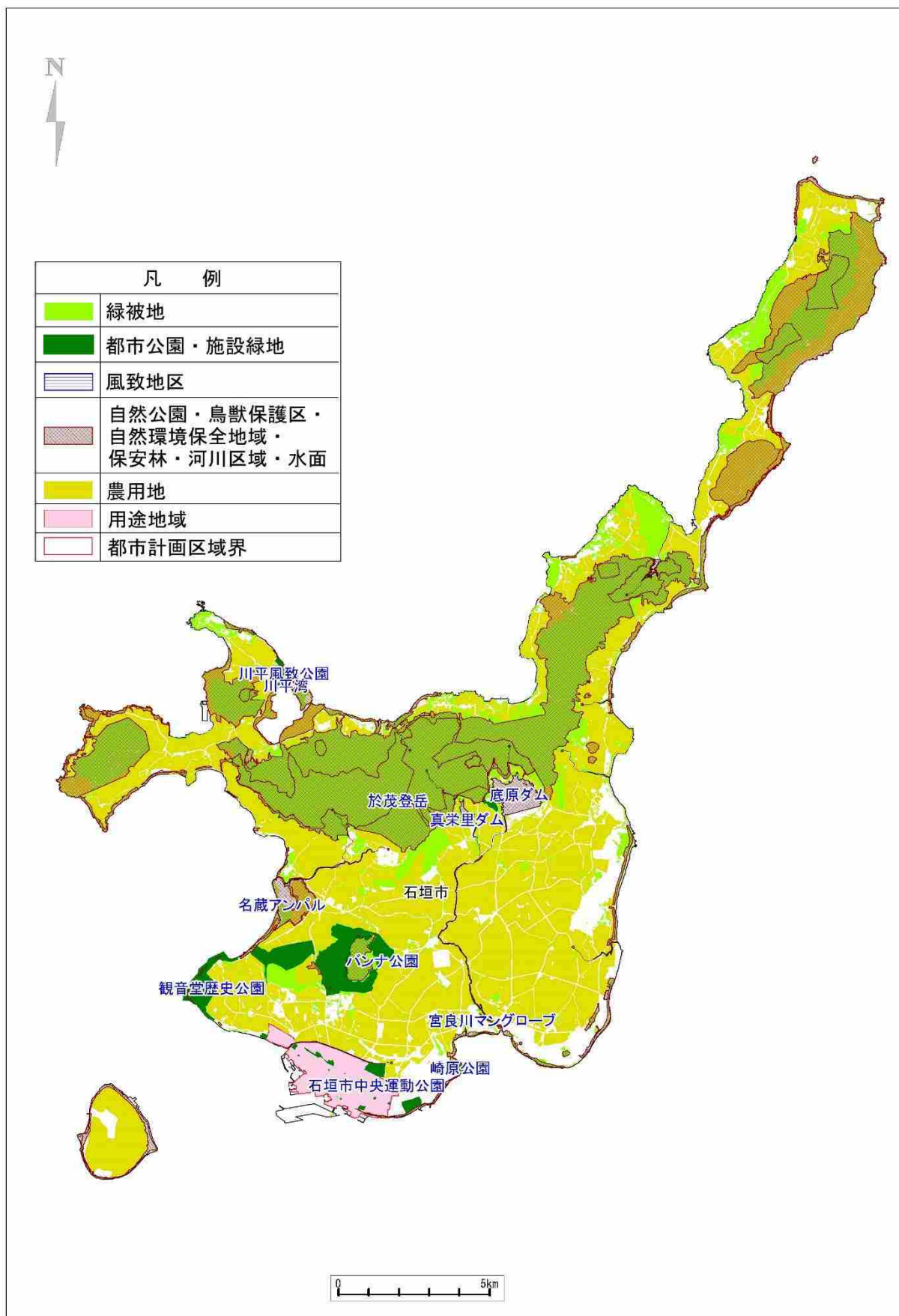
名蔵アンパル

## d. 主な施設緑地・地域制緑地の分布

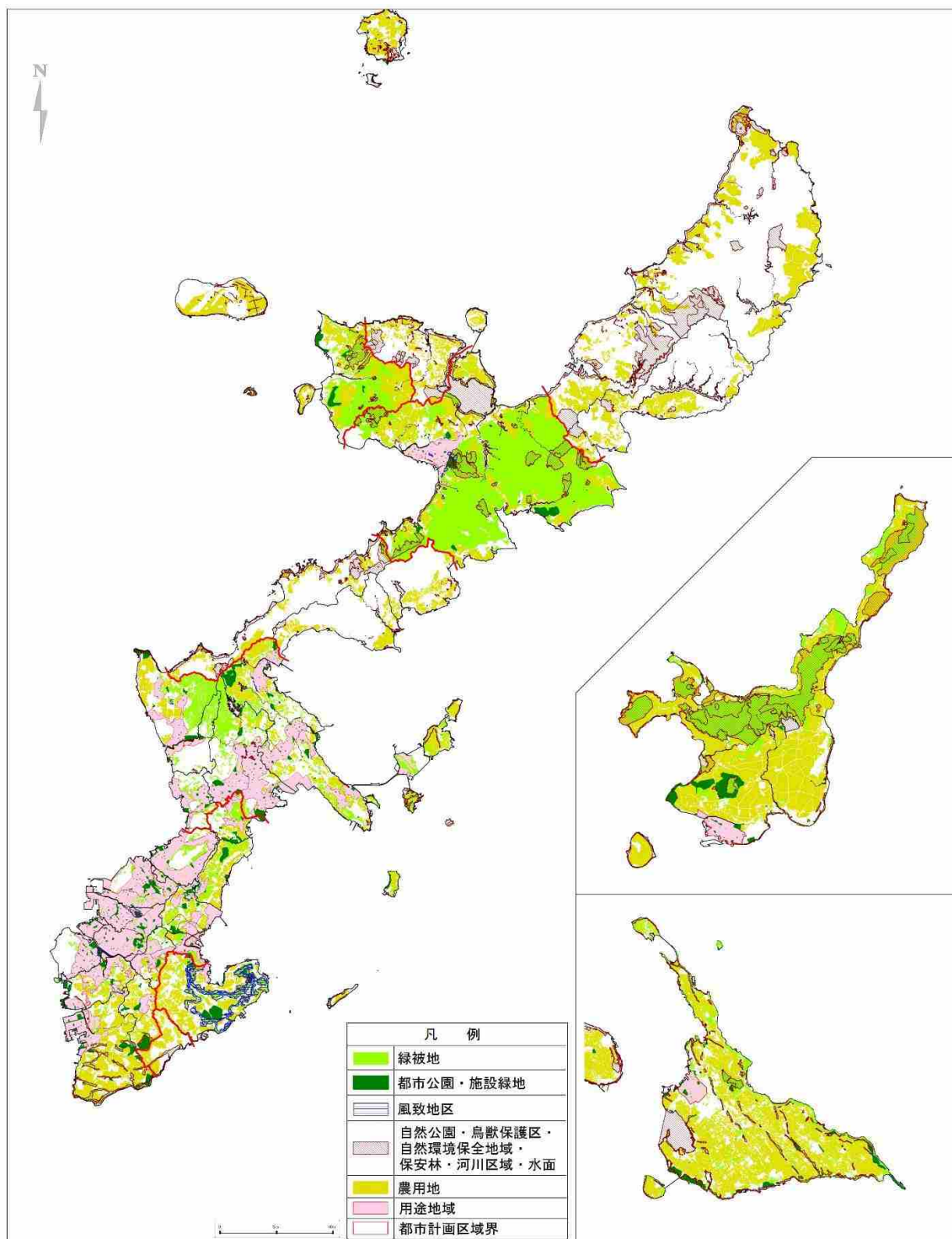
## ＜沖縄県を代表する景勝地域と規模の大きいレクリエーション系のみどり＞

- ・バンナ公園、東海岸（白保～玉取崎～平久保崎）、名蔵アンパル、於茂登岳森林、川平湾・底地ビーチなど景勝地が多い。
- ・海や市街地を一望できるバンナ公園（広域公園 292.1 ha）の一帯や、フサキビーチ周辺、ゴルフ場など大規模なレクリエーション地が存在している。
- ・用途地域指定区域以外は、自然的土地利用が主体であり、農業振興地域、森林地域が指定されている。また、名蔵アンパル鳥獣保護区も指定されている。

■石垣都市圏のみどりの現況



■ 計画対象区域のみどりの現況図





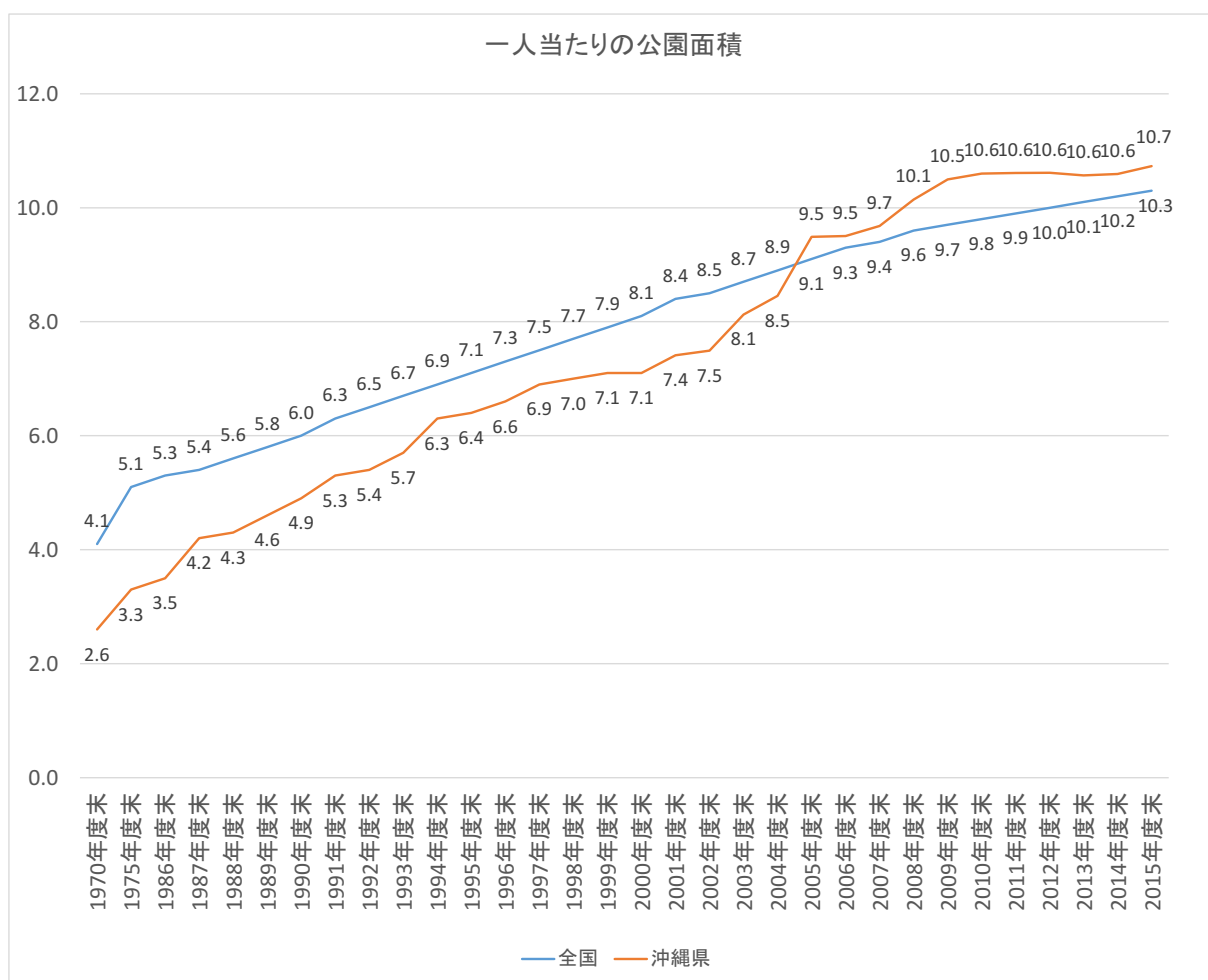
## 2. 緑地の現況

### (1) 施設緑地の状況

#### 1) -1 都市公園の状況（全国と沖縄県の比較）

・沖縄県では、本土復帰以前、都市公園については、114箇所、面積554.8haを計画決定していた。本土復帰以降は沖縄振興開発計画等の推進により都市公園整備事業も本格化し、着実に整備が進んでいった。2016年(平成28年)3月末においては21市町村において、783箇所、1,462.5haが整備され、都市計画区域内人口一人当たり10.7m<sup>2</sup>となっている。

■都市公園の整備水準（全国と沖縄県の比較）



(資料：都市公園データベース 平成27年度 国土交通省)

## 1) -2 都市公園の状況（沖縄県内の都市計画区域）

- ・都市公園の望ましい確保水準は都市圏の都市人口1人当たり20m<sup>2</sup>以上とされている。
- ・都市圏ごとの都市公園の計画及び供用の状況は、下表（都市公園の計画及び供用状況（その1）（その2）。）に示す通りで、都市公園供用面積の水準（平成27年3月末）は、那覇広域（6.9 m<sup>2</sup>/人）、南城（5.6 m<sup>2</sup>/人）、中部広域（9.9 m<sup>2</sup>/人）、名護（19.8 m<sup>2</sup>/人）、本部（54.2 m<sup>2</sup>/人）、宮古（21.9 m<sup>2</sup>/人）、石垣（49.5 m<sup>2</sup>/人）となっている。特に都市圏の人口規模、及び規模の大きい公園の存在による差違が大きい。
- ・都市計画公園計画面積に未決定供用公園を加えた既存規定公園の現況人口に対する水準は、那覇広域10.6 m<sup>2</sup>/人、南城11.7 m<sup>2</sup>/人、中部広域14.0 m<sup>2</sup>/人、名護24.4 m<sup>2</sup>/人、本部83.1 m<sup>2</sup>/人、宮古78.2 m<sup>2</sup>/人、石垣80.8 m<sup>2</sup>/人、都市圏全体17.6 m<sup>2</sup>/人となっている。都市公園の望ましい確保水準には、大幅に不足している那覇広域と中部広域都市圏における水準充足の方策が重要であり、標準を超える都市圏では、公園の維持管理等についての検討が望まれる。
- ・都市公園種別ごとの計画及び供用水準は上表のようになる。都市計画中央審議会答申（1995年（平成7年）7月）による21世紀初頭の公園整備の望ましい目標水準に比べて、供用水準は10.7 m<sup>2</sup>/人と1/2程度だが計画水準では17.6 m<sup>2</sup>/人と目標に近い。

## ■ 都市公園の計画及び供用状況（その1）

（単位：ha，人）

公園種別	那覇広域		南城		中部広域		名護	
	供用	計画	供用	計画	供用	計画	供用	計画
街区	61.6	66.2	2.7	2.8	40.7	44.0	13.3	13.4
近隣	65.9	80.5	0.6	0.6	50.2	75.3	19.3	18.9
地区	53.0	68.3	9.0	11.2	34.3	34.2	0.8	4.1
住区	180.5	214.9	12.4	14.6	125.3	153.5	33.4	36.4
	2.2m <sup>2</sup> /人	2.7m <sup>2</sup> /人	3.0m <sup>2</sup> /人	3.7m <sup>2</sup> /人	3.7m <sup>2</sup> /人	4.4m <sup>2</sup> /人	5.4m <sup>2</sup> /人	5.9m <sup>2</sup> /人
総合	139.4	245.7	2.5	23.6	54.9	108.9	23.6	36.1
運動	107.1	115.7	0.0	0.0	74.3	93.1	0.0	0.0
都市	246.5	361.4	2.5	23.6	129.3	202.0	23.6	36.1
	3.0m <sup>2</sup> /人	4.5m <sup>2</sup> /人	0.6m <sup>2</sup> /人	5.9m <sup>2</sup> /人	3.8m <sup>2</sup> /人	5.8m <sup>2</sup> /人	3.8m <sup>2</sup> /人	5.8m <sup>2</sup> /人
広域	68.0	165.0	0.0	0.0	47.5	70.4	59.1	71.1
	0.8m <sup>2</sup> /人	2.1m <sup>2</sup> /人	0.0m <sup>2</sup> /人	0.0m <sup>2</sup> /人	1.4m <sup>2</sup> /人	2.0m <sup>2</sup> /人	9.5m <sup>2</sup> /人	11.5m <sup>2</sup> /人
特殊	0.1	0.1	0.0	0.0	14.2	39.3	0.0	0.0
墓園	10.5	42.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
緑地	50.0	63.0	8.4	8.4	19.8	21.2	7.4	7.4
その他	60.6	105.3	8.4	8.4	34.0	60.5	7.4	7.4
	0.7m <sup>2</sup> /人	1.3m <sup>2</sup> /人	2.0m <sup>2</sup> /人	2.1m <sup>2</sup> /人	1.0m <sup>2</sup> /人	1.7m <sup>2</sup> /人	1.2m <sup>2</sup> /人	1.2m <sup>2</sup> /人
計	555.6	846.6	23.3	46.6	336.1	486.4	123.4	151.0
	6.9m <sup>2</sup> /人	10.6m <sup>2</sup> /人	5.6m <sup>2</sup> /人	11.7m <sup>2</sup> /人	9.9m <sup>2</sup> /人	14.0m <sup>2</sup> /人	19.8m <sup>2</sup> /人	24.4m <sup>2</sup> /人
人口	808,555	797,313	41,747	40,016	338,667	346,545	62,215	61,888

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

※公園種別欄 住区：住区基幹公園（街区・近隣・地区）都市：都市基幹公園（総合・運動）、

広域：広域公園・国営公園、

その他：特殊公園（歴史・風致・動植物）・墓園・都市緑地。

供用：都市計画決定面積、計画：都市計画決定面積＋未決定公園供用面積。

出典：都市公園データベース（平成27年度 国土交通省）より

■都市公園の計画及び供用状況（その2）

（単位：ha、人）

公園種別	本部		宮古		石垣		合計	
	供用	計画	供用	計画	供用	計画	供用	計画
街区	0.0	0.0	2.3	2.6	0.4	2.4	121.0	131.3
近隣	1.7	1.8	9.7	15.1	9.5	11.2	156.9	203.4
地区	0.0	0.0	17.7	17.6	0.0	0.0	114.8	135.5
住区	1.7	1.8	29.6	35.3	9.9	13.6	392.7	470.1
	1.3㎡/人	1.5㎡/人	6.0㎡/人	8.0㎡/人	2.0㎡/人	2.7㎡/人	2.9㎡/人	3.5㎡/人
総合	0.0	0.0	37.5	44.7	0.0	17.0	257.8	476.0
運動	0.0	0.0	0.0	0.0	18.1	21.1	199.6	229.9
都市	0.0	0.0	37.5	44.7	18.1	38.1	457.4	705.9
	0.0㎡/人	0.0㎡/人	7.6㎡/人	10.1㎡/人	3.7㎡/人	7.6㎡/人	3.4㎡/人	5.2㎡/人
広域	71.8	95.0	0.0	0.0	210.0	292.1	456.4	693.6
	53.0㎡/人	81.5㎡/人	0.0㎡/人	0.0㎡/人	42.8㎡/人	58.1㎡/人	3.3㎡/人	5.1㎡/人
特殊	0.0	0.0	35.0	260.7	5.2	62.6	54.5	362.7
墓園	0.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	15.5	47.2
緑地	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	86.0	100.3
その他	0.0	0.0	40.4	266.1	5.2	62.6	156.0	510.2
	0.0㎡/人	0.0㎡/人	8.2㎡/人	60.2㎡/人	1.1㎡/人	12.4㎡/人	1.1㎡/人	3.8㎡/人
計	73.5	96.8	107.5	346.1	243.2	406.4	1,462.5	2,379.9
	54.2㎡/人	83.1㎡/人	21.9㎡/人	78.2㎡/人	49.5㎡/人	80.8㎡/人	10.7㎡/人	17.6㎡/人
人口	13,556	11,655	49,066	44,232	49,085	50,288	1,362,891	1,351,936

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

※公園種別欄 住区：住区基幹公園（街区・近隣・地区）都市：都市基幹公園（総合・運動）、広域：広域公園・国営公園、その他：特殊公園（歴史・風致・動植物）・墓園・都市緑地。

供用：都市計画決定面積、計画：都市計画決定面積＋未決定公園供用面積。

出典：都市公園データベース（平成27年度 国土交通省）より

・答申の水準は、下表のとおりである。

公園種別		目標 (㎡/人)
基幹公園	住区基幹公園	4.0
	街区公園	(1.0)
	近隣公園	(2.0)
	地区公園	(1.0)
	都市基幹公園	4.5
	総合公園	(3.0)
その他の公園	運動公園	(1.5)
	特殊公園	} 8.5
	緩衝緑地	
	都市緑地	
	緑道	
都市林		
大規模公園	大規模公園	3.0
	広域公園	(2.0)
	国営公園	(1.0)
都市公園等合計		20.0

出典：「今後の都市公園等の整備と管理は、いかにあるべきか」についての答申

## 2) 公共施設緑地の状況

- ・公共施設緑地は、都市公園以外の「公園・緑地に準ずる機能を持つ緑地」であり、埋立や港湾事業に伴い整備される緑地や、市町村管理のグラウンド、大学構内緑地等がある。
- ・県内にある主要な公共施設緑地は、合計で 244.3 ha となっている。
- ・都市圏別にみると、その規模は那覇広域（103.6 ha）、宮古（48.1 ha）、中部広域（43.9 ha）、名護（21.7ha）本部（10.1 ha）、石垣（16.9 ha）、の順になっている。

■ 4 ha 以上の公共施設緑地 （単位：ha）

都市圏	各種施設緑地
那覇広域	103.6
南城	-
中部広域	43.9
名護	21.7
本部	10.1
宮古	48.1
石垣	16.9
合計	244.3

（4 近隣住区（2 km×2 km）に 1 箇所を配置を検討することとなる、地区公園の標準面積 4 ha を基準とした。（資料：都市計画マニュアル）

## ※道路について（本計画における道路植栽の位置づけ）

道路植栽は、良好な都市環境の形成、災害時の緩衝地としての役割、潤いのある景観形成などの公園に準ずる機能を有している。よって本計画では道路植栽は、「緑地」として位置づけるものとする。ただし、道路緑地の面積を把握することは困難であるため、緑地量としてカウントはしない。

## 3) 民間施設緑地の状況

- ・民間施設緑地は、民間が管理するレクリエーション緑地で、ゴルフ場、植物公園など、公園緑地に準ずる機能を持つ施設で、本県の観光の振興に大きく寄与している。
- ・総量では 1,625.1 ha と、都市公園の供用面積 1,462.5 ha に公共施設緑地（河川・内水面を除く）244.3 ha を加えた規模より多く、ゴルフ場がその主体を成している。
- ・交通立地が良く利用者が多く見込まれる沖縄本島中南部の都市圏に多い。

## ■ 4 ha 以上の民間施設緑地

(単位 : ha)

都市圏	ゴルフ場	植物園地	合計
那覇広域	378.7	31.1	409.8
南城	252.0	-	252.0
中部広域	273.6	39.6	313.2
名護	158.0	-	158.0
本部	132.3	-	132.3
宮古	228.8	-	228.8
石垣	131.0	-	131.0
合計	1,554.4	70.7	1,625.1

(4 近隣住区 (2 km × 2 km) に 1 箇所を配置を検討することとなる、地区公園の標準面積 4 ha を基準とした。(資料 : 都市計画マニュアル))

## (2) 地域制緑地の指定状況

- ・地域制緑地は、優れた自然環境や風致景観、歴史的環境を有する範囲について、区域を定め、対象の保全に必要な土地利用上の制限や開発行為の規制を行う制度で、土地の所有の公有・民有に係わらず、現行の土地利用の状態のままで区域の指定を行うことができる。

## ■ 本計画で位置づける法による地域制緑地と規制内容(その1)

名称	根拠法	地域の要件または指定基準
風致地区	都市計画法	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。 風致地区は、10ha 以上を都道府県・政令市が、10ha 未満を市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしている。
生産緑地	生産緑地法 都市計画法	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る。 良好な生活環境の確保に相当の効果が有り、公共施設等の敷地に供する用地として適しているものや、500㎡以上の面積で、農林業の継続が可能な条件を備えている区域について都市計画に生産緑地地区を定めることができる。
緑地保全地域	都市緑地法 都市計画法	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。 無秩序な市街化の防止又は郊外若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるものや、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものを指定する。
特別緑地保全地区	都市緑地法 都市計画法	都市における良好な自然環境となるみどりにおいて、建築行為など一定の行為の制限により、現状凍結的に保全する制度。豊かなみどりを継承することが可能となる。
自然公園第三種 特別地域以上	自然公園法	自然環境の特徴が特異性、固有性又は希少性を有する地域及び開発が進み、その地域におけるすぐれた自然の状態が損なわれるおそれのある地域等を保護するため、一定の区域を指定する。

## ■本計画で位置づける法による地域制緑地と規制内容(その2)

名称	根拠法	地域の要件または指定基準
自然環境保全地域	自然環境保全法	ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域について、自然環境保全法及び都道府県条例に基づきそれぞれ、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、または都道府県自然環境保全地域として指定し、自然環境の保全に努める。(高山・亜高山性植生(1,000ha以上)、優れた天然林(100ha以上)や優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川・海域(10ha以上)など)
保安林区域	森林法	保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地。 当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して定めるもの。
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域。
河川区域	河川法	河川の流水が継続して存する土地及び地形草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く)区域もしくは、管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域。 河川管理施設の敷地である土地の区域。
史蹟・名勝・天然記念物指定地	文化財保護法	○貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの ○庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの ○動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの 国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史蹟」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っている。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史蹟」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定している。
地区計画	都市計画法 都市緑地法	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。 条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等(「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」)において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。 また、地区整備計画で緑化率を定めて、都市緑地法に基づく地区計画等緑化率条例により緑化を進める制度もある。
緑化地域	都市緑地法	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。
景観計画	景観法	景観計画で定める景観計画区域における行為の制限で、建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度や敷地面積における緑化率などを、景観行政団体が地域の特性に合わせて定めることが可能。

- ・計画の対象とする地域制緑地の指定状況は、全体で 45,017.7 ha と都市圏の 40.3% を占めている。
- ・都市圏別には、山地が広く海岸の自然も残されている石垣（16,740.0 ha）、名護（6,588.4ha）、本部（1,667.4 ha）で全体の約 1/2 を占めている。
- ・都市の市街地と周辺の環境保全に重要な役割を持つ風致地区については、以下のとおり指定されている。

＜風致地区指定状況＞：全体、8地区、1,258.1 ha  
 那覇市：漫湖風致地区（45.0 ha）、末吉風致地区（67.6 ha）、計 112.6 ha  
 名護市：大宮風致地区（3.4 ha）、陣ヶ森風致地区（8.9 ha）、  
 九年又風致地区（29.8 ha）、東江風致地区（3.3 ha）、計 45.4 ha  
 うるま市：前原風致地区（2.1 ha）  
 南城市：南城東御廻り風致地区（1,098.0 ha）

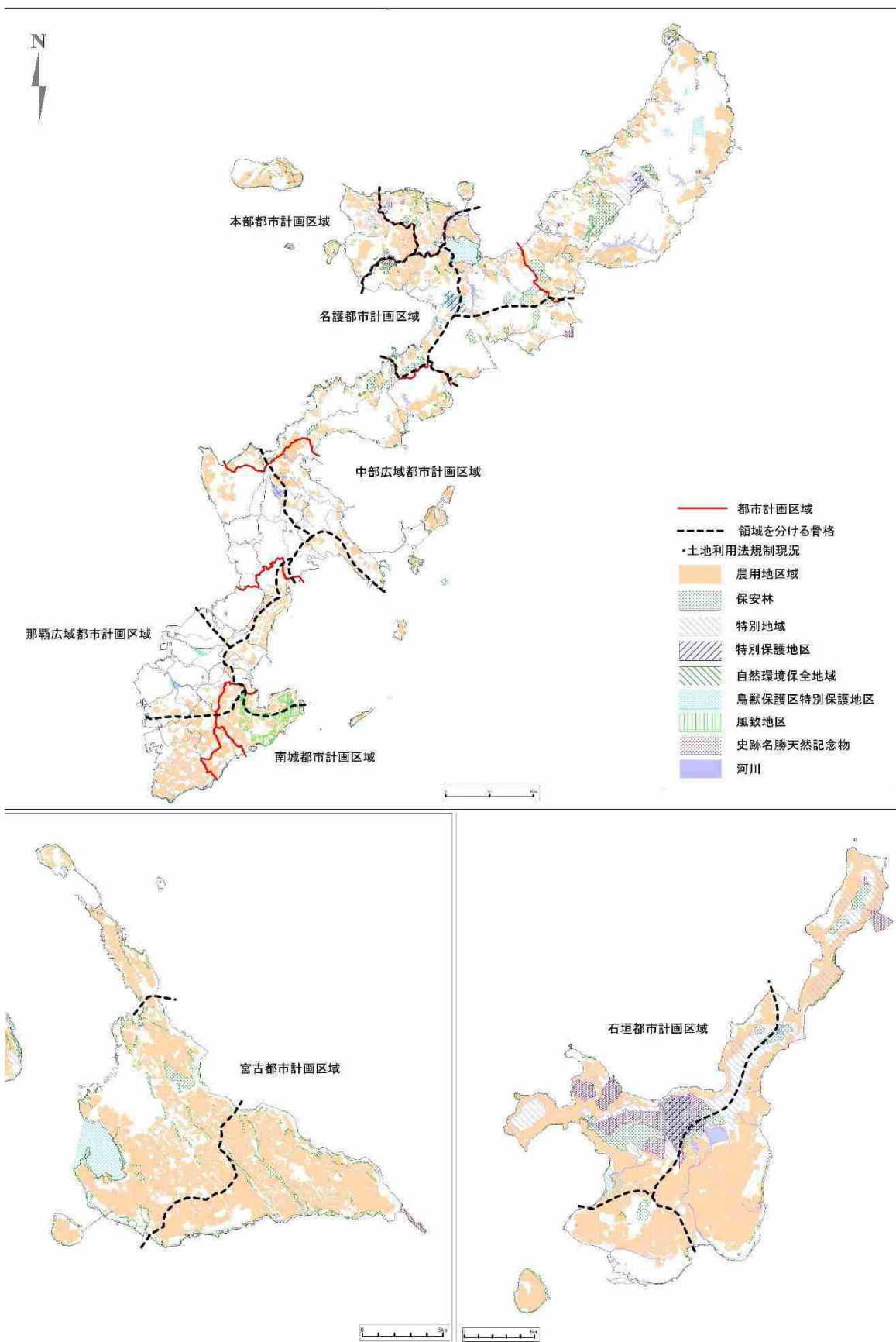
- ・都市計画における緑地保全の制度としては、風致地区の他に都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」制度があるが沖縄県ではまだ指定例はない。特別緑地保全地区は、都市の自然や景観、歴史的環境の保全と防災上の緑地確保を図るための制度で、対象の保全のために土地の利用方法を規制することができる。また保全の重要性・緊急性が高い範囲については用地を買い上げることもでき、国の補助制度も用意されている。沖縄県においても緑地環境の形成を図る上で今後導入の検討が必要な制度といえる。
- ・少子高齢化社会が進行し、人口増加を前提としない安定・成熟した都市においては、農地は良好な都市環境の形成に資するものと位置づけられる。「生産緑地法」に基づく「生産緑地地区」は、市街化区域内の農地を計画的に保全することを目的としている。
- ・都市農業振興基本法（2015年(平成27年)制定）に基づく「都市農業基本計画」では、農地の持つみどりの機能を評価して、都市の農地をこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけを転換することとしている。そして、「地域のまちづくりと連携した農地等の保全」、「都市住民が農作業を体験できる環境の整備」などの推進が必要としている。
- ・市街化区域・用途地域の外の農地は、農業振興地域・農用地区域として農政上の保全措置が図られていて、那覇広域（八重瀬町具志頭地区含む）3,791.3 ha、南城 1,978.0ha、中部広域 2,754 ha、名護 3,649ha、本部 1,155 ha、宮古 10,162.0 ha、石垣 11,669.0 ha、都市圏全体 35,158.3 haの農用地区域が指定されている（平成28年土地利用規制現況図）。

■地域制緑地の指定状況 (単位:ha,%)

	那覇広域	南城	中部広域	名護	本部	宮古	石垣	合計	
行政面積	21,742.0	4,791.1	19,900.0	21,037.0	5,430.0	16,530.0	22,338.0	111,768.1	
風致地区	112.6	1,098.0	2.1	45.4	0.0	0.0	0.0	1,258.1	
自然公園特別	484.2	0.0	19.0	849.0	354.0	0.0	6,910.0	8,616.2	
自然環境保全地域	0.0	0.0	0.0	156.2	0.0	0.0	0.0	156.2	
保安林区域	82.0	29.6	200.0	1,465.0	106.0	852.1	2,895.0	5,629.7	
天然記念物	国指定	57.2	0.0	0.0	86.1	0.0	733.7	877.0	
	県指定	0.7	0.0	0.0	228.5	46.9	0.0	281.6	
農用地区域	3,791.3	1,978.0	2,754.0	3,649.0	1,155.0	10,162.0	11,669.0	35,158.3	
特別鳥獣	77.0	0.0	8.0	207.0	0.0	0.0	157.0	449.0	
河川	128.5	1.7	125.6	105.3	5.5	0.0	194.2	560.7	
重複面積	161.2	381.2	37.1	203.0	0.0	1,362.1	5,824.4	7,969.0	
地域制緑地	合計	4,572.3	2,726.1	3,071.5	6,588.4	1,667.4	9,652.0	16,740.0	45,017.7
	割合	21.0%	56.9%	15.4%	31.3%	30.7%	58.4%	74.9%	40.3%

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

■地域制緑地の指定状況



出典：土地利用法規制現況図より



### (3) 緑化推進の状況

緑化は地域の軸線をつくる緑化、中心となる区域を充実させる緑化、地域に広げる緑化に分けて対象を構成し、その傾向はおおよそ次のような状況にある。

#### 1) 軸線をつくる緑化

##### ●道路の緑化

- ・陸上交通の依存が高い沖縄においては、道路整備は県民生活や産業活動に与える影響が極めて大きく、道路の緑化は、景観の向上、緑陰の提供、歩行者の安全確保、排ガスや騒音等の公害の緩和にとって大きな意義をもっている。
- ・市街地の街路樹、リゾート地等にアクセスする道路の街路樹など、環境と景観等に配慮した緑化が積極的に進められている。
- ・自然豊かな本島北部地域においても、街路樹によって様々な表情をもつ道路景観が形成されている。



裁判所通り

##### <参考>

「わが国の街路樹Ⅶ（国土交通省国土技術政策総合研究所）」において、都道府県単位で、単位距離あたりの高木（樹高3m以上）の本数、中低木（樹高3m未満）の本数の調査が行われている。沖縄県の単位距離あたり本数は、全国でも上位である。

【高木：1位沖縄県 33本/km、2位東京都 21本/km、3位大阪府 17本/km、  
全国平均 6本/km】

【中低木：1位東京都 601本/km、2位神奈川県 354本/km、5位沖縄県 307本/km、  
全国平均 116本/km】

##### ●河川の緑化

- ・島しょ県である本県の河川は、流路が短くコンクリート系の護岸で整備された中小の河川が多いが、自然を生かした多自然川づくりの事例もみられる。

<事例：国場川、比謝川など>



比謝川（越来城水辺公園）

##### ●海岸の緑化

- ・海岸の緑化は、海岸保全区域を対象として護岸整備や海浜造成と一体的に行われている。海岸はサンゴ礁につながる自然の骨格の一つであり、海岸の緑化は重要な役割を担っている。



川平湾

●港湾の緑化

- ・多くの島々からなる沖縄県にとって、港湾の果たす役割は重要である。物流とともに観光の玄関口であり、緑化には環境の厳しいところではあるが、港湾環境の質的向上のため、緑地や広場の整備とともに緑化が進められている。



宜野湾マリーナ

●空港の緑化

- ・県内には那覇空港を拠点に 12 の空港が整備されている。空港は観光の玄関口、起点に当たる所であることから、ターミナルや駐車場の整備と一体に緑化の充実が図られている。



宮古空港

2) 中心となる区域を充実される緑化

●観光地やリゾートの緑化

- ・観光園地や海岸リゾートは来訪者の期待感に応える南国イメージの緑化修景が施されている。



北谷町美浜

●荒廃原野の緑化

- ・沖縄本島中南部の中城湾に面した斜面の一角には、先の沖縄戦で樹林を焼失したまま樹林が回復せずギンネム・ススキの優占する荒廃原野が広がっている。私有林が大半を占めているがこれまで約 200 ha が造林補助事業で樹林化され、森づくりのモデル事業も導入されている。



中城村の荒廃原野

### 3) 地域に広げる緑化

#### ●学校の緑化

- ・学校は地域の中心であり緑化の拠点として重要で、高い水準の緑化を期待することができる。体験学習や環境教育の一環としてテーマを持って緑化活動に取り組んでいる学校も多い。



仲西中学校正門前広場

#### ●官公庁施設の緑化

- ・沖縄県や市町村の行政施設や文化施設、地域のコミュニティ施設のほとんどで緑化が施され、まちの中に緑のアクセントや魅力のポイントを提供できる所となっている。
- ・特に新設の場合は植栽や広場がデザインされた例が増えている。



那覇第二地方合同庁舎

#### ●公共住宅の緑化

- ・公共住宅は、密度の高い市街地において樹木等の植栽が行いやすい空間であり、公園同様、近年は外周に空間を広げ植栽もデザインされた開放的な施設が増えている。



水釜高層町営住宅（嘉手納町）

#### ●民有地の緑化

- ・民有地の緑化としては、地区計画区域における柵の緑化や植栽の設置、緑化率の設定により、みどりの創出が図られている地区がみられる。また、景観計画において、敷地内の緑化を位置づけている市町村もみられる。
- ・沖縄の伝統的な集落にみられる屋敷林（本部町備瀬地区等）は、沖縄の景観を特徴づけるみどりが残っている。
- ・工場立地法では、一定規模の敷地をもつ工場については、緑地を20%以上設置するという規定がある。法的な義務付けであり、工場については一定のみどりが確保されている。



東浜 マリントウン ラ・コスタ



備瀬の集落

### 3. みどりの系統別評価

みどりを環境保全、歴史文化、防災、レクリエーション、景観の5つの系統から、現況の評価・整理を行い、みどりの配置方針の基礎とする。

なお、一般的には系統別<sup>\*1</sup>評価及び配置方針は、環境保全、防災、レクリエーション、景観の4系統で行われているが、本計画では、沖縄の特性である歴史文化を加えた5系統で検討することとした。

#### (1) 環境保全系統のみどり

- ・市街地内に3割以上のみどりで覆われていることが、潤いある環境を形成するといわれている（緑の政策大綱<sup>\*2</sup>より）。
- ・沖縄は島しょ県であり、海に囲まれた亜熱帯地域の豊かな自然に育まれたみどりを有しているのが特質といえる。
- ・環境保全系統のみどりの骨格は、サンゴ礁の海岸、干潟、マングローブ、河川や遊水湿地などの湿潤な水面、地下水の脈絡と湧水環境、石灰岩の台地・崖線や丘陵・斜面（ハンタ地形）の樹林、照葉樹の森林地域及び農地で構成されており、野鳥や昆虫、魚や水生生物などの生きものが生息できる環境を育んでいる。
- ・沖縄本島中南部都市圏（那覇広域・中部広域・南城）においては、丘陵や低地、その中を流れる河川など変化に富んだ地形が特徴である。
- ・県都那覇市を中心に琉球王国の歴史と文化を伝承する地域であると同時に、人口が集中している地域であり、まちなかにみどりが少ない地域である。
- ・さらに、市街地及び周辺部においては、開発等によりみどりの滅失が進行しつつある。

#### (2) 歴史文化系統のみどり

- ・島しょ県である沖縄は、琉球王国の時代や、米軍統治時代を経て1972年（昭和47年）に日本に復帰して社会資本の整備が進められた現代など、独自の歴史背景を有する地域であり、地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりが豊富に存在する。
- ・歴史文化系統のみどりの骨格は、世界遺産にも登録されたグスクなどの史跡と一帯の環境が中心をなし、歴史の道やかつての間切りや集落の領域を構成する御嶽のもりや集落林、湧水地など沖縄の風土を表すみどりと一体に存在している。
- ・特に、沖縄本島中南部都市圏（那覇広域・中部広域・南城）には世界遺産である首里城跡を中心としたグスク群が多く存在しており、これらを結ぶ琉球歴史回廊の形成は自然環境の保全とともに重要といえる。
- ・市街地及び周辺部においては、それらグスク群の改廃が見られる。

\* 1 緑の系統：都市緑化法運用指針及び緑の基本計画ハンドブックにおいて、みどりの主な機能を環境保全系統、防災系統、レクリエーション系統、景観系統に分類している。

\* 2 「緑の政策大綱」：環境問題の高まりなどを受け、みどりの多様な機能の活用と身近なみどりに対するニーズの高まりに対応するため、21世紀初頭を目途としたみどりの保全、創出、活用にかかる建設省所管の施策の基本方向の目標を明確にするとともに、都市緑地保全法改正により、創設された緑の基本計画制度を活用する地方公共団体に対する国としての支援策を掲げるもの。（平成6年7月28日 建設省決定）

### (3) 防災系統のみどり

- ・みどりが防災に果たす役割には、予防、減災・防災、避難があり、災害時の防災活動や避難場所としての公園の役割、また水害や地滑りなどの地盤災害に対処する役割を果たすみどりの機能がある。
- ・那覇広域都市圏の東海岸側の斜面地においては、地滑りや低地における河川の氾濫も見られる。みどりは、水涵養の機能も有しており、その機能の発揮が期待される。
- ・また、沖縄では台風に対する防災対策が重要であるが、海岸や集落、各戸における防風林の設置などが行われてきた。
- ・大地震の津波や火災時の避難の場、災害対策活動の広域的な拠点等、避難に係るみどりの重要性が大きくなっている。

### (4) レクリエーション系統のみどり

- ・レクリエーション系統のみどりの役割として、県民の遊びや運動の場となり人々の交流を図る場として重要な機能を持っている。また、リゾート地やプロスポーツのキャンプ地としても活用されている公園や施設もあり、県民だけでなく観光客にとっても重要な機能となっている。
- ・観光立県にふさわしい沖縄の気候風土を生かしたリゾート施設・地区が整備されており、レクリエーション系統の骨格のみどりとして位置づけられる。
- ・施設緑地ではないが、沖縄県にはレクリエーションに供するみどり（山、海、河川、史跡等）が多く存在する。

### (5) 景観系統のみどり

- ・みどりの効用として、目に映る景観としてみどりの形成が重要となる。これらは、山林、河川、海岸、農地など様々な要素がある。安らぎを与えるみどりの空間を、住民生活のなかで実感して、癒しの空間づくりに寄与するものである。
- ・大きな景観構成では、サンゴ礁と緑に縁取られた海岸、石灰岩の丘や島尻の丘陵地やハンタ（断崖）のみどり、ウージ（さとうきび）の畑、ヤシの木立や自然の森に包まれたリゾートや大規模公園のみどりなど、沖縄らしい景観で骨格を構成している。
- ・市街地や集落においては、珊瑚の石垣や赤瓦の民家、緑陰の並木や花木のつながる道路と白い建物のまちなみ、スージグワー（小路地）や広場の空間、グスクの丘や御嶽のもりや湧水などの郷土にゆかりのみどりに彩られている。

## 4. みどりの保全・整備の課題

基盤となる沖縄の特徴あるみどりを生かせるよう、それらのみどりや緑地の状況を基礎とし、社会経済情勢や上位計画などから県民や観光客のニーズを把握したうえで、広域緑地形成の課題を整理する。

## ①沖縄のみどりの特徴の発揮：沖縄の発展の歩みを支えてきた基盤的特性の重視

- ・広域緑地形成の基本は、沖縄のみどりが持つ特徴、その成り立ちによる固有な特性を十分に発揮し、沖縄らしい風土の基盤を形成することにある。
- ・それは東アジアの中に成立した琉球弧の島しょ性と亜熱帯海洋性気候の下で育まれてきた多様で固有性の高い自然の構成にあり、この地勢と立地を土台に築かれてきた琉球の歴史や文化及び産業の独自性がある。それは日本の中だけでなく東アジアという地球スケールで重要な位置を占めているみどりであるといえることができる。
- ・これらは県民が感じる沖縄らしさのルーツであり、来訪者が期待し満足していく沖縄の価値に他ならない。しかもこれらは沖縄を構成する圏域、島々ごとに異なる特性・個性がある。しかし、これらは近年の発展の歩みの中で失われた部分も多いことから、その将来の存続に対する不安がある。
- ・重要なことは、これらのみどりの基盤が台風などの災害から県民を守り、生産や生活の環境となり、風土の景色をつくってきたことにある。この基盤的特性は、これからの沖縄の発展やその柱となる観光振興のためにも重視し維持していく必要がある。

## ②都市圏におけるみどり量の確保：不足し消失していく実態の認識、急がれる対策

- ・沖縄の特徴あるみどりの象徴となる地域は、都市計画圏域の外となる、やんばる山地や西表島の自然地域と慶良間諸島や石西礁湖のサンゴ礁地帯にあるが、都市圏におけるみどりも、沖縄県の歴史文化を象徴する地域資源としての一翼を担っている。
- ・しかし、都市圏における自然や農地、史跡等のみどりについては滅失が進んでおり、対策を急がないとその効用は失われていくこととなる。
- ・那覇広域都市圏は施設緑地の確保量は大きいものの、自然系のみどりの量は少なく、人口の集積地であることから、今後必要とされるみどりの充足にはまだ相当な努力を必要とする。南城都市圏は、広域的なみどりが連なり、さらには農地が広く存在しており、これらを保全しつつ、これらとの調和のとれた活用が課題である。中部広域都市圏は、駐留軍用地に広大なみどりが存在しているものの、緑地の確保量や供用水準は低い。名護都市圏は最もバランスのとれたみどりの都市圏であり、これらを生かした緑地の充実がなお可能な地域となっている。本部都市圏は、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区が配置されているものの、住区基幹公園が不足している。宮古都市圏はみどり（農地を除く）の量は少ないが公園の確保・供用に努力してきた所で、少ない未担保のみどりの中から今後に必要な緑地の充足を目指す地域といえる。石垣都市圏はみどりの量が多いだけでなく、沖縄の自然の特性をもったみどりの地域として重要である。
- ・広域緑地計画は、これら都市圏ごとの課題に応えつつ、必要なみどり量の確保に努める必要がある。

### ③多様なみどりの質の確保：みどりの効用やニーズへの対処

- ・広域緑地計画は、県土の基盤であるみどりの計画であることから、時代や社会の要請に応えた上位関連計画が示す県土形成の方向を受け、また、県民や来訪者のニーズに応えたみどりの形成方向を検討していく必要がある。
- ・21世紀は多様な自然と共生し循環的で負荷の少ない社会を形成して地球環境を維持する環境の時代である。特に我が国では、地方が持つ独自性を発揮して情報化と共に交流による発展を促進し、安心できる安全な国土と生活の基盤を快適に整え、高齢化や少子化の中で生き生きとして人に優しい社会を健康や癒しの環境を確保しながら築いていくことが求められている。
- ・沖縄県におけるみどりの上位関連計画では、これらの時代や社会のニーズに対処して、沖縄の大切な自然の保全と、琉球の歴史文化の独自性の発揮、中南部都市圏を中心にした都市の防災性の確保、生き生きとした交流都市と快適環境の整備、健康や保養の場の整備、沖縄らしい景観の形成と緑化の推進などのあり方などが示されている。
- ・県民や来訪者のみどりに対する意識や意向も、自然志向、健康スポーツ志向、沖縄らしさの体験・探訪、環境問題や安全性への改善、まちの緑化や形成などを求めている。
- ・広域緑地計画は、これらのニーズに応え、県土全体と広域な都市圏において多様なみどりの質の確保を図っていくことが必要である。

### ④圏域ごとのみどりの都市圏の形成：みどりのつながり・拠点の確保、県民参加のみどりの形成

- ・広域緑地計画は、各都市圏において、県民の良好な生活環境の提供、観光産業など経済活動にも資するみどりの持つ効用と魅力の具体化を目指す計画である。
- ・計画の枠組みは、都市圏の状況に対処した緑地確保の水準、沖縄のみどりの特性を生かしたみどり配置の形と姿、みどりの拠点を形成する根幹的緑地の確保と、広い範囲のみどりの担保を図る保全緑地方策の展開、県民参加を進めて具体化を促進する体制と仕組みづくりであり、これらによるみどりの形成の方向を明らかにする必要がある。
- ・根幹となる緑地は都市公園として確保を図り、量としての水準の充足を目指すだけでなく、都市圏の緑の特性を生かしてみどりの形成を進めることが重要になる。
- ・地域制緑地制度は、地域住民にみどりの効用を周知するとともに、緑地保全の施策として活用を促進することが望まれる。
- ・県民参加の方策は、実際のみどりの体験を楽しむ大切さを知る仕組みが重要になる。特に、これまでも行われてきた緑化の推進やみどりの保全・整備に係わる市民参加のワークショップ手法の普及と実践が重要で、これを広域緑地のスケールで展開できるような都市圏毎の仕組みの検討が必要になる。





## 第2章 広域緑地計画の目標

1. 基本理念と基本方針
2. みどりの将来像
3. 計画フレームと目標水準
4. みどりの配置方針



## 第2章 広域緑地計画の目標

### 1. 基本理念と基本方針

#### (1) 計画の基本理念

世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して

沖縄県は、日本列島の南西部に位置し、東西約 1,000km、南北約 400km に広がる広大な海域に点在する大小 160 の島々からなる島しょ県である。

地球規模でみた場合、北緯 27 度付近の亜熱帯地域は砂漠や乾燥地帯が多いが、琉球列島は、赤道直下から流れてくる黒潮と、梅雨前線や台風により暖かく雨の多い亜熱帯性海洋気候となっており、このような地理的環境が生物多様性豊かな森林やマングローブ、サンゴ礁などの生態系を育んでいる。

また、琉球列島はかつて大陸の一部だった陸地が、地盤沈降に伴う東シナ海や諸々の海峡の成立によって切り離された島々で形成されたという歴史をもっている。植物学的には、熱帯と温帯の植生の移行部に位置しており、きわめて特異な地域である。

このような亜熱帯海洋性気候の下、年間を通して温暖で、貴重な動植物が生息・生育し「生物の宝庫」ともいわれる森やみどりの稜線は、かけがえのない大切なものである。

世界に誇れる美しい海は、多くの珊瑚がすみ、白い砂浜と青い空と相まって世界有数の海岸景観を有している。多様な生態系が相互につながり、微妙なバランスで生物多様性を保っており、先人達が引き継いでくれた豊かな自然環境は、ホスピタリティあふれる地域として魅力を高めている。

世界遺産である「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」は、沖縄の精神文化や歴史を代表する大切な歴史資源となっている。さらに、各地域には御嶽などその土地の風土を感じさせる暮らしの景観も残っており、かつては集落防風林の役割を担っていたフクギ並木などは沖縄独自の財産といえる。そして、本島中南部の市街地やその郊外に広がる農地も、沖縄のみどりを構成する重要な要素となっている。

本計画の対象区域（県内 7 つの都市計画区域）においては、約 780 箇所の都市公園が整備され、風致地区をはじめとする地域制緑地が指定されるなど緑地の整備や保全が進められている。これらの緑地以外にも、自然のみどりや市街地の街路樹など、いわゆる「みどり」は都市環境の保全や都市景観の形成、都市防災機能の向上などの存在効果、スポーツやレクリエーションの場としての利用効果、観光、人々の交流、教育・文化など多様な分野の活動を活性化する媒体効果といった役割を果たしている。とりわけ、人口や都市機能の集積が大きい那覇広域都市圏や中部広域都市圏における「みどり」は、人々の日常生活に潤いと安らぎ与えている。

今あるみどりを大切にしながら、更なる沖縄の個性と特徴を発揮したみどりの確保を図ることで、県民が地域に愛着を持ち、みどりの存在効果や利用効果などを享受することにつながる。また、沖縄の魅力を日本のみならず世界に発信することで、沖縄の歴史・文化や自然と触れあうなど観光の多様化、さらには観光関連産業の裾野が広がることによって経済面にも好影響を与えることが期待される。

以上を踏まえて、本計画の基本理念を「世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して」と設定する。

### (2) 基本方針

基本理念に掲げた「世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して」の実現を図る基本方針を、課題の克服を基調として次のように設定する。

#### ①沖縄の風土に根差したみどりを守り活かしていく：(課題)沖縄のみどりの特徴の発揮

- ・沖縄のみどりが持つ特徴、その成り立ちの背景にある独自性を生かすことによって、世界に誇れる沖縄らしい風土の基盤を形成する。
- ・島しょ性と亜熱帯海洋性気候のもと育まれてきた多様で固有性の高い自然と、その土台に築かれてきた歴史や文化を守り活かす。
- ・水涵養の機能を有するみどりは、台風時の大雨などによる水の流出を防ぎ、人々の生活の環境を守り、風土の景色をつくる。
- ・伝統的集落に残るフクギ並木や、現在も地域の祭事行事の中心としての象徴的空間である御嶽、湧水などは沖縄らしい生活景観を形成しており、保全・活用に努める。
- ・第5次沖縄県観光振興計画においては、観光に関する将来像を「世界水準の観光リゾート地」と位置づけ、入域観光客数 1,200 万人を目指して、国内海外をターゲット市場としている。沖縄の豊かな自然は、観光における大きな資産であり、潤いある空間づくりに寄与する沖縄のみどりを守り、創出していく必要がある。沖縄の発展やその柱となる観光振興のためにも、みどりを維持していくものとする。

#### ②地域の特性に応じたみどりの水準を確保していく：(課題)都市圏におけるみどり量の確保

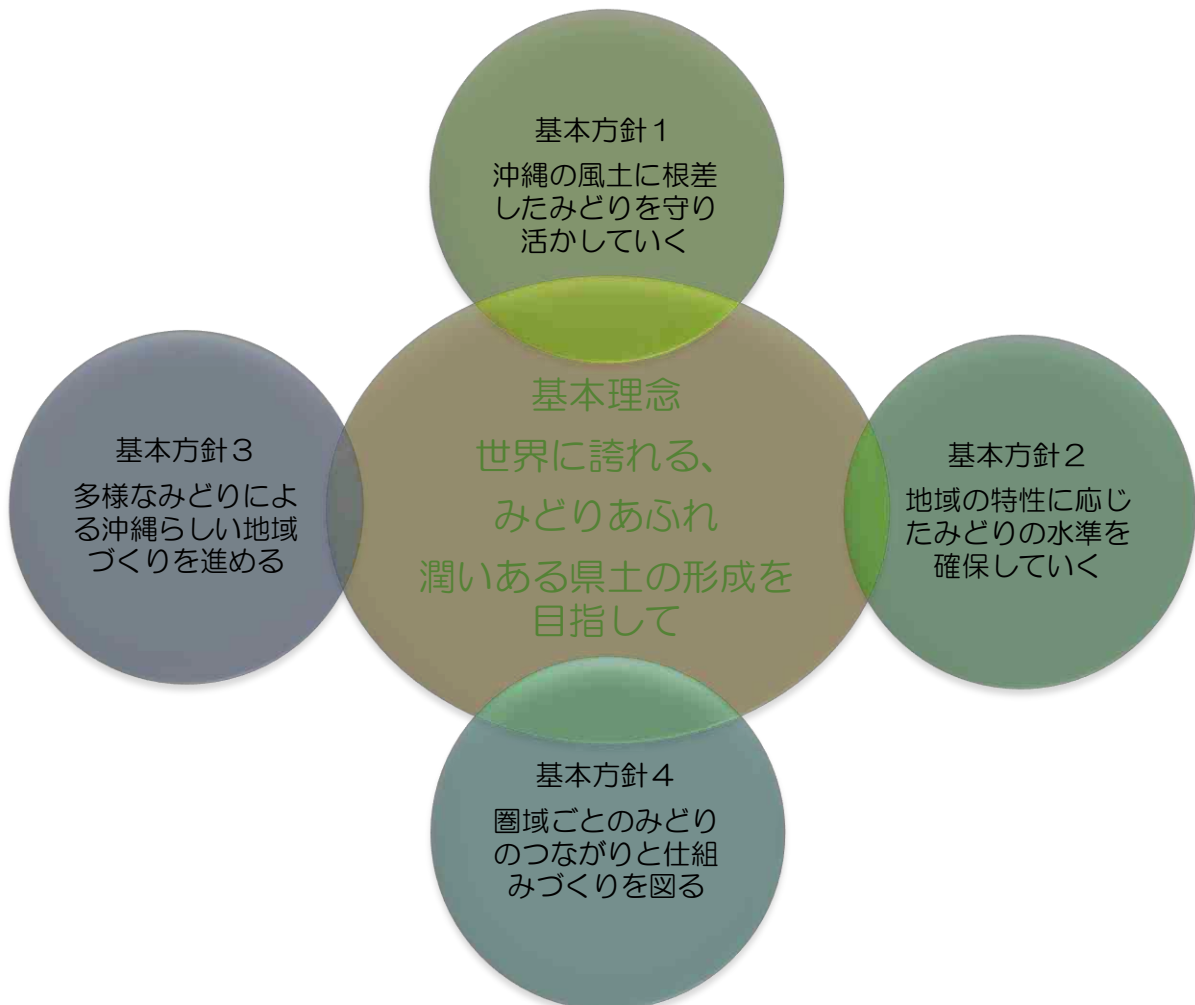
- ・沖縄のみどりは都市計画区域の外である、やんばる（本島の北部地域）の森や西表島の自然地域と慶良間諸島や石西礁湖（石垣島と西表島の間広がる日本国内最大のサンゴ礁の海域）のサンゴ礁地帯が多くを占めている。一方、本島中南部においては、自然や農地、遺跡等のみどりの減失が進んでいる。
- ・都市地域におけるみどりは、地球温暖化対策や生物多様性など環境保全及び形成を担うことから、地域ごとの課題に応えつつ、必要なみどり量を確保する。

## ③多様なみどりによる沖縄らしい地域づくりを進める：(課題)多様なみどりの質の確保

- ・みどりの形成にあたっては、時代や社会のニーズに対処して、自然の保全と歴史文化の独自性の発揮、都市の防災性の確保、交流都市と快適環境の整備、健康や保養の場の整備、沖縄らしい景観の形成と緑化の推進などが重要である。
- ・県民や来訪者に対しては、自然志向、健康スポーツ志向、沖縄らしさの体験・探訪、環境問題や安全性への改善、緑化によるまちの潤い形成などが必要である。
- ・時代や社会の要請に応え、また県民や来訪者のニーズに応え、県土全体及びそれぞれの地域で、沖縄らしい多機能なみどりの形成を進める。
- ・みどりを環境保全、歴史文化、防災、レクリエーション及び景観の5系統の機能を発揮することを目指して、地域の特性を踏まえた適切な配置を目指し、かつ、みどりの質の確保を図るものとする。
- ・ギンネム林等の荒廃地を削減し、森林の環境(質)を向上させる。

## ④圏域ごとのみどりのつながりと仕組みづくりを図る：(課題)圏域毎のみどりの都市圏の形成

- ・都市圏の状況に対処し、沖縄のみどりの特性を生かした拠点を形成する根幹的緑地の確保と、緑地保全方策を実現させるためには、骨格的な緑地を中心として市街地や市街地の外周、都市圏の全体、都市圏の連携へとみどりを広げていくことを目指す。
- ・根幹となる緑地は、都市公園および地域制緑地として確保を図り、量としての水準の充足を目指すだけでなく、都市圏のみどりの特性を生かした緑地の形成を進めることが重要になるため、県民参加を進めて緑化の具体化を促進する体制と仕組みづくりを推進する。



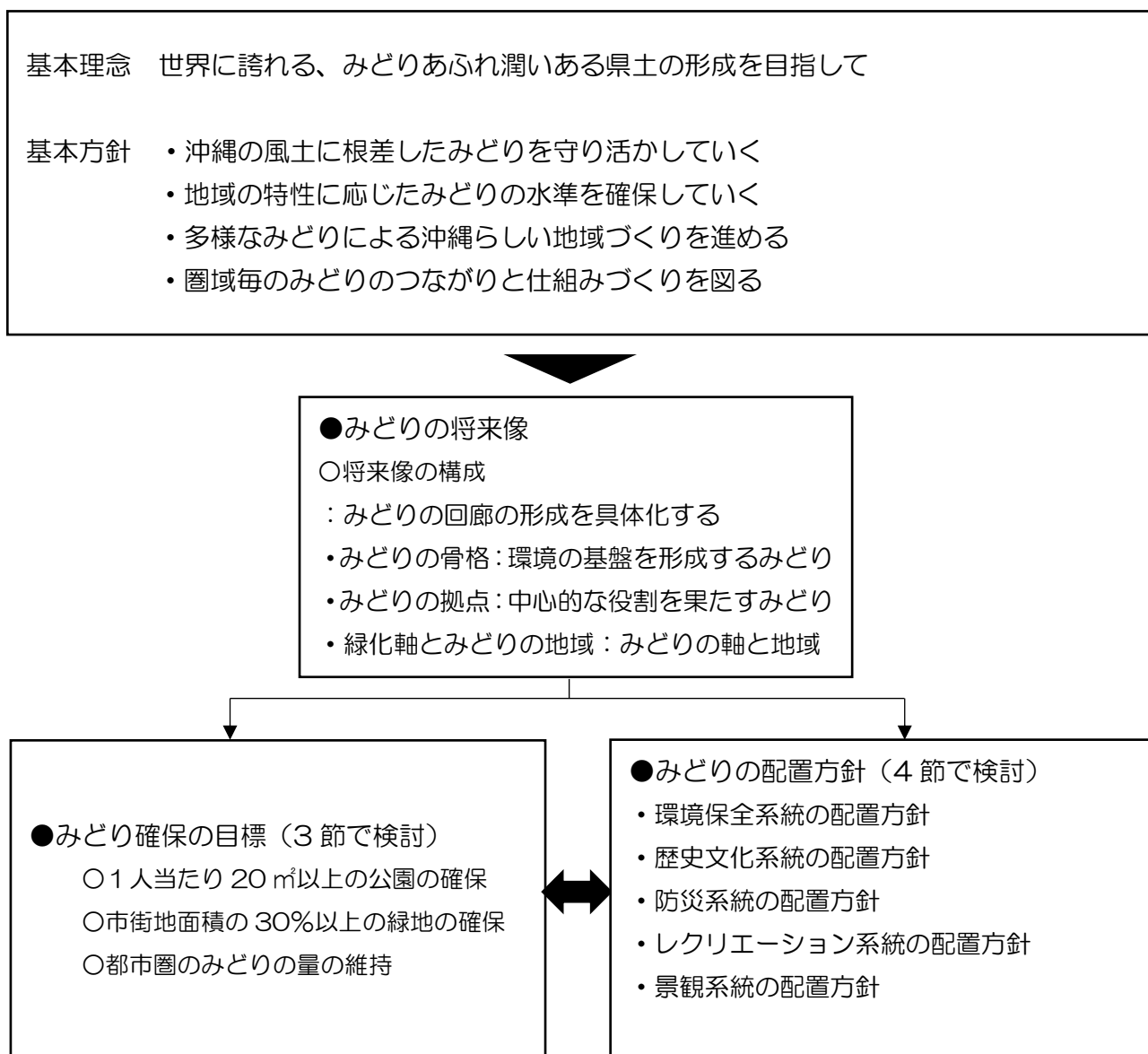
## 2. みどりの将来像

### (1) 将来像の位置づけと構成

計画の基本理念・基本方針の実現を目指して、沖縄のみどりの特性が活きるようなみどりの将来像を次のように定める。

みどりの将来像は、都市のみどりを「環境の基盤を形成するみどりの骨格」と「中心的な役割を果たすみどりの拠点」、「これらをつなぐ緑化軸と周りのみどりの地域」の3つに分け、これを適切に構成することで実現を図る。この3つのみどりは、沖縄のみどりの特性を生かしたみどりの回廊を形成するように構成し、これを緑地として配置し確保することで具体化を進める。

このみどりの将来像の実現のため、みどりの確保目標、みどりの配置方針を定め、都市圏ごとにその具体化を目指す。



## (2) みどりの構造（みどりの将来像）

### ①みどりの骨格の配置＜骨格となる緑地、丘陵・斜面の樹林地、水面のみどり＞

○みどりの骨格は、沖縄本島北部圏域の豊かな構成と重要域を維持してみどりの回廊を確保し、沖縄本島中南部圏域では残されているみどりやその重要域の確保と市街地周囲における骨格となるみどりの確保・修復を図ってみどりの回廊の形成を進める。宮古圏域では海岸部や重要域の緑地と断層崖斜面緑地の確保・充実を図ってみどりの回廊の形成を進め、石垣圏域では多様な自然の基盤と重要域を維持してみどりの回廊を確保する。

- 圏域を複数の領域に分けている骨格的な稜線部をみどりの骨格として配置・確保する。
- 生物の生息域や歴史的郷土のみどりとなり、市街地のみどりともなる丘陵・斜面の樹林地をみどりの骨格として配置する。（特に重要な地域はみどりの拠点ともなるよう確保を進める。）
- 都市の気温調節や風の道となる河川沿い、及びサンゴ礁を縁取る海岸沿いの水辺の樹林地をみどりの帯として配置する。（特に重要な地域はみどりの拠点ともなるよう確保を進める。）
- 市街地ではまわりを囲み周辺につながりを広げていくよう、斜面緑地等の各種のみどりを構成する。  
農地についても市街地外周のつながりに必要な範囲を対象を含めて検討する。

### ②みどりの拠点の配置＜みどりの拠点、水面の拠点＞

○みどりの拠点は、沖縄本島北部圏域では市街地の周辺を重点に創出し、中南部圏域では既存拠点の充実とともに駐留軍用地跡地や骨格部・海岸部に創出を図る。これらみどりの拠点を結ぶことにより、みどりの回廊を確保し強化する。宮古圏域では既存のみどりの拠点の充実とともに、海岸部にみどりの拠点の創出を図る。石垣圏域では既存のみどり拠点の充実とともに市街地周辺にみどりの拠点の創出を図る。これら拠点と合わせて、市街地周囲のみどりの回廊の形成を進める。

- 環境保全、歴史文化、防災、レクリエーション、景観等の機能を持ち沖縄のみどりの特性を生かす上で必要となる広域的な緑地の内から、そのみどりの特性を発揮する上で重要な場となり、そのための活動の拠点となる緑地を対象にする。
- 特に生態系の維持と景観の保全に重要な緑地、レクリエーションの場や環境調節に役割を果たす重要な水域は、陸岸の緑地と一体にして水面の拠点として位置づける。
- みどりの拠点は、上記の対象の内から、県の上位関連計画、及び各市町村の総合計画、市町村マスタープラン等で保全あるいは整備・創出が検討されている緑地（規模は概ね10ha以上）を中心にして位置づけ配置を図る。

③緑化軸・みどりの地域の形成<緑化軸、みどりの地域（市街地、農村地域、新市街地等）>

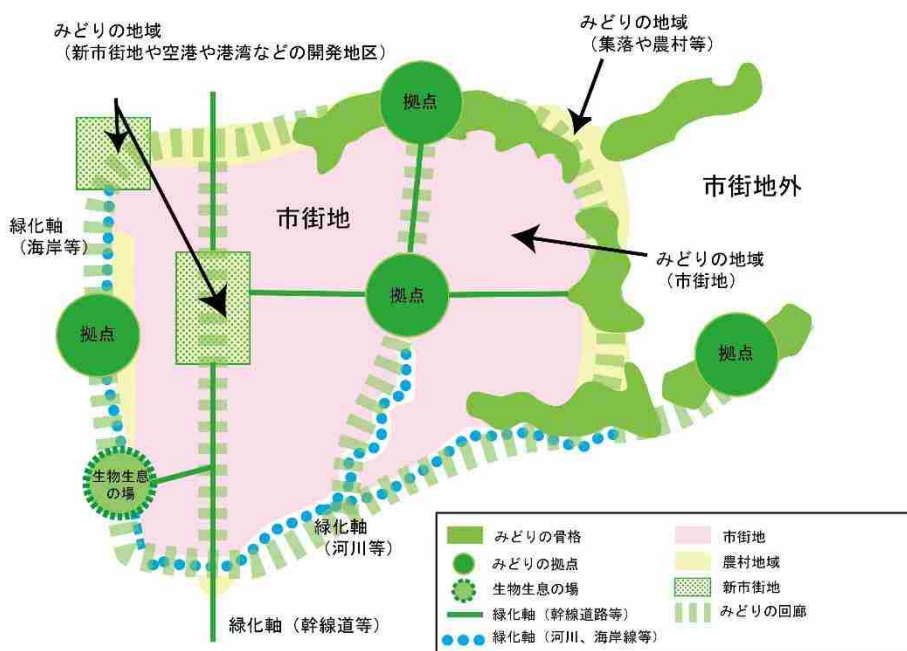
○緑化軸とみどりの地域については名護・本部圏域では市街地を中心に充実を図り、那覇広域・南城・中部広域圏域では市街地での強化と農村地域の保存・修復を図る。宮古圏域では特に道路軸の緑化を進め、石垣圏域では海につながる河川軸の充実と農村地域の保全を進める。以上のことにより、みどりの回廊の形成を進める。

- 拠点やみどりの骨格をつなぐ道路、河川、海岸等を、みどりの整備・充実を図る緑化軸として位置づける。
- 市街地は、緑地の維持とみどりの保護、学校や住宅、施設等の地域の緑化を進める所とし、農村地域は、農村環境や郷土的資源のみどり、集落のみどりを維持する所と位置づける。
- 新市街地（開発地）や中心市街地、空港や港湾等ゲート地区はみどりの創出に努め、みどりの多い住宅地や歴史文化や景観に恵まれた地区においては、その環境の保全を図る。

■みどりの回廊の要素と構成

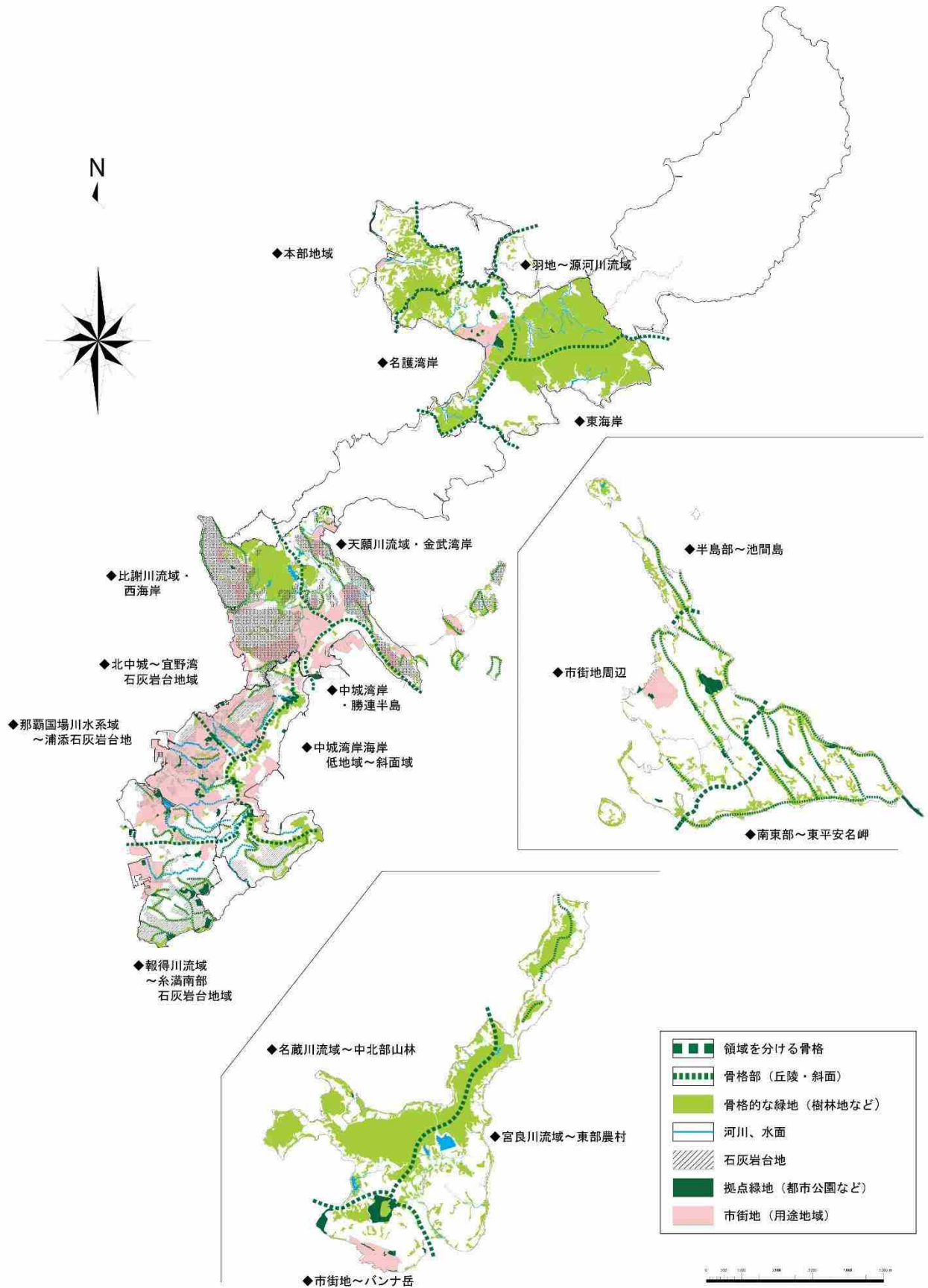
- ・既存のみどりの拠点や新たに創出されたみどりの拠点を、みどりの骨格や緑化軸、みどりの地域と一体となるよう配置することにより、みどりの回廊を形成する。
- ・みどりの回廊の形成は、まず県土の圏域それぞれがみどりの回廊となるように緑地の形成を図る。次に圏域を構成する領域ごとにみどりの回廊の形成を図り領域のみどりをつなぐ。
- ・市街地を持つ領域では市街地を中心にして緑地的環境の充足を図るようみどりをつなげる。市町村の緑の基本計画の対象緑地と一体になって広域的な回廊を形成する。

■みどりの将来像形成イメージ（市街地を囲む領域での回廊形成の例）

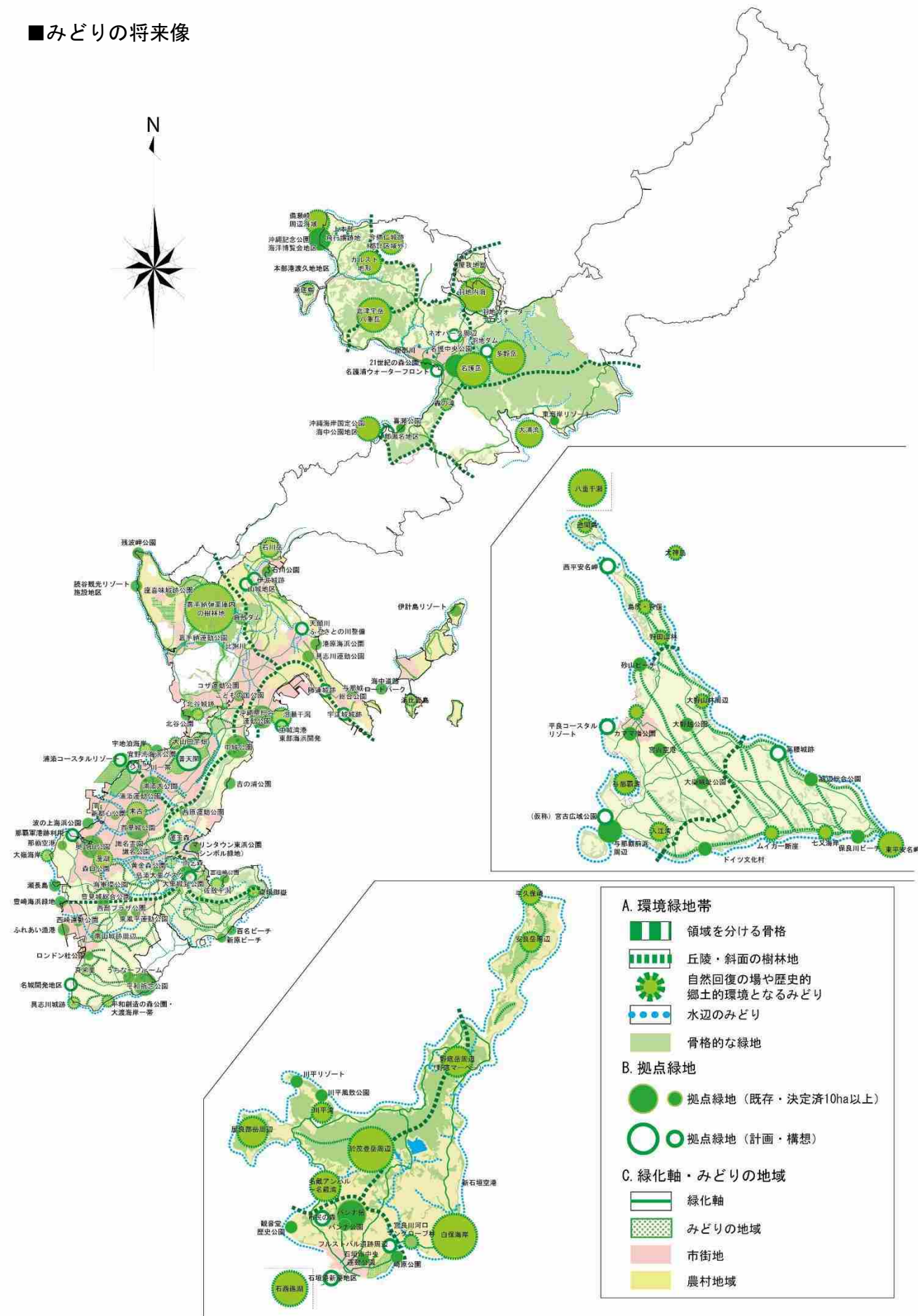




■みどりの領域区分図（みどりの構造の前提条件）



■みどりの将来像



### 3. 計画フレームと目標水準

#### (1) 計画フレーム

##### ①人口フレーム

- ・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(2012 年(平成 24 年))で推計された沖縄県全体の人口を基に、各都市圏の人口を算出する。
- ・沖縄県は、1972 年(昭和 47 年)の復帰以降、堅調に人口が増加してきた。
  - 人口ピーク：沖縄県全体の人口は、2018 年の 145.2 万人から 2025 年にはピークとなり、143.3 万人程度に達するとしている。
  - 人口の減少：沖縄県の都市計画区域内の人口は、2025 年を過ぎて暫くピークを維持するが、その後徐々に減少し 2035 年には 135.2 万人に減少するとしている。

##### ■将来人口フレーム

(単位：千人)

都市計画区域(都市圏)	現況人口 (2016 年)	将来人口 (2035 年)
沖縄県全体	1,452.6	1,433.4
都市計画区域全体	1,362.9	1,351.9
那覇広域都市計画区域	808.6	797.3
南城都市計画区域	41.7	40.0
中部広域都市計画区域	338.7	346.5
名護都市計画区域	62.2	61.9
本部都市計画区域	13.6	11.7
宮古都市計画区域	49.1	44.2
石垣都市計画区域	49.1	50.3

注) 現況人口は「H28年住民基本台帳」。将来人口は「21世紀ビジョン」における推計値。

## ②市街地フレーム

## ○都市計画区域の人口と市街地の状況

- ・ 県民の都市的生活と都市活動の場となる都市計画区域は、県都那覇市を中心とする那覇広域都市計画区域(11市町村)、南城都市計画区域、中部広域都市計画区域(5市町村)、本島北部の名護都市計画区域と本部都市計画区域、宮古都市計画区域、石垣都市計画区域の7区域が定められている。本計画ではこれら7つの都市計画区域で検討を行うものとする。
- ・ 都市計画区域の人口は約136万人であり、県全体の人口約145万人(平成28年住民基本台帳)の94%を占めている。
- ・ 都市計画区域の面積はそれぞれの行政区域面積とほぼ同じであり、全体で1,119km<sup>2</sup>と、県土面積約2,268km<sup>2</sup>のほぼ1/2を占めている。
- ・ 都市の中心を成す市街地(用途地域)面積は下表のように全体で16,618.9haと都市計画区域全体の14.9%を占めている。各都市計画区域の面積に対する市街地(用途地域)の割合をみると、那覇広域56.2%、南城0.5%、中部広域31.9%、名護4.8%、本部0.5%、宮古2.6%、石垣3.6%であり、中南部都市圏の市街地面積の割合が高くなっている。なお、本部都市圏の市街地面積は、本部都市計画区域マスタープランで用途地域検討区域としている82.0haを採用している。

## ■都市計画区域の人口、面積

(単位：万人、ha、%)

都市計画区域(都市圏)	現況人口	都市計画区域面積	市街地面積
都市計画区域全体	1,362,891.0	111,909.6	16,618.9 (14.9%)
那覇広域都市計画区域	808,555	21,759.5	9,335.2 (56.2%)
南城都市計画区域	41,747	4,791.1	82.1 (0.5%)
中部広域都市計画区域	338,667	20,023.0	5,294.3 (31.9%)
名護都市計画区域	62,215	21,038.0	797.8 (4.8%)
本部都市計画区域	13,556	5,430.0	82.0 (0.5%)
宮古都市計画区域	49,066	16,530.0	436.3 (2.6%)
石垣都市計画区域	49,085	22,338.0	591.2 (3.6%)

※人口は平成28年度住民基本台帳による

※那覇広域都市圏では市街化区域、本部都市圏は、本部都市計画区域マスタープランで示されている用途地域検討区域、他の都市圏では用途地域

## ○将来市街地になることが予想される地域(将来市街地)の規模を次のように設定した。

- ・ 現況市街地(市街化区域及び用途地域が指定されている区域)は将来も市街地とする。
- ・ 現在、事業中および計画が公表されている埋立地、市街地編入予定区域、用途地域指定予定区域は市街地として算入する。
- ・ 「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」に示されている嘉手納基地より南の駐留軍用地は市街地として算入する。(計6地区)

■将来市街地フレーム

(単位：ha)

都市計画区域(都市圏)	現況市街地面積 (用途指定地域)	将来市街地面積
合計	16,618.9	18,727.5
那覇広域都市計画区域	9,335.2	10,698.1
南城都市計画区域	82.1	115.8
中部広域都市計画区域	5,294.3	5,689.4
名護都市計画区域	797.8	797.8
本部都市計画区域	82.0	82.0
宮古都市計画区域	436.3	457.8
石垣都市計画区域	591.2	886.6

※将来市街地対象（「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想広域構想」より）

那覇広域（キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区）、中部広域（キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江南側、陸軍貯油施設第1 桑江タンクファーム）

※南城及び石垣は、市の提供資料より

③土地利用の動向

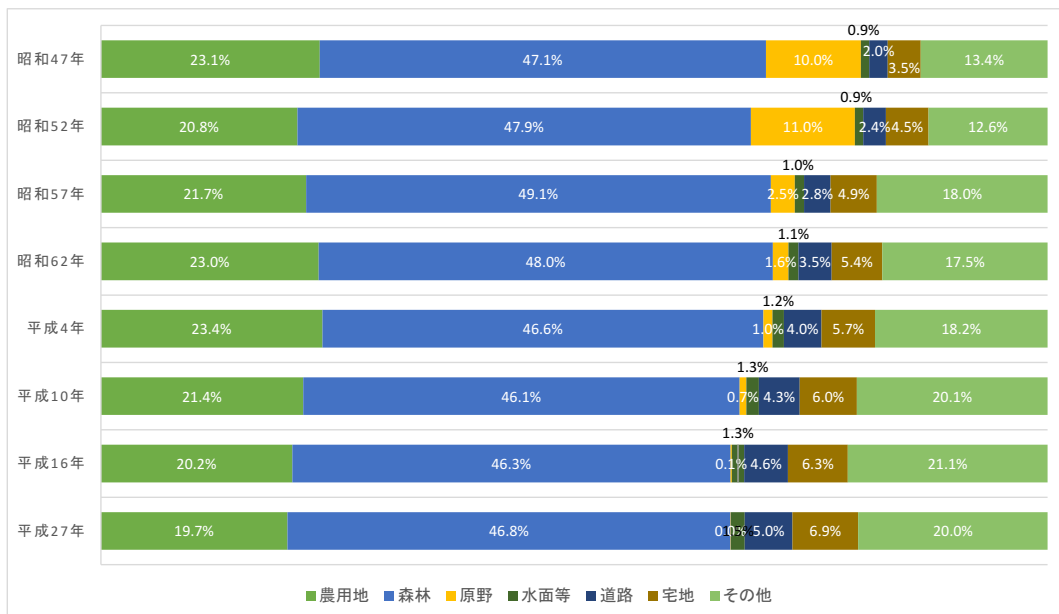
- ・沖縄県における土地利用の推移は、復帰後、一貫して道路と宅地等の拡大が続いている。
- この間、農業基盤整備事業により農用地も増加しているが、近年は人口の増加と都市的土地利用の進展に対応して、農用地、森林、原野が減少していく状況にあり、また、埋立て等により県土の面積が拡大している。

■県土利用の推移

(単位：百 ha)

	農用地	森林	原野	水面等	道路	宅地	その他	合計
昭和 47 年	519	1,058	225	20	44	78	301	2,245
昭和 52 年	467	1,077	247	20	54	101	283	2,249
昭和 57 年	488	1,105	57	22	63	110	406	2,251
昭和 62 年	519	1,083	37	24	79	121	394	2,257
平成 4 年	530	1,055	22	27	90	128	413	2,265
平成 10 年	485	1,046	16	30	98	137	457	2,269
平成 16 年	460	1,053	3	30	105	144	480	2,275
平成 27 年	450	1,067	1	33	115	158	456	2,281

※第1～第5次沖縄県国土利用計画/土地利用現況把握調査(沖縄県企画部土地対策課調べ)



- ・市街地周辺の農用地や森林等は貴重なオープンスペースであり、保全が望まれる。
- ・今後の駐留軍用地返還跡地利用や土地区画整理事業などのまちづくりにおける土地利用については、計画的に緑地を保存・活用・創出することが求められている。

(2) 目標水準設定

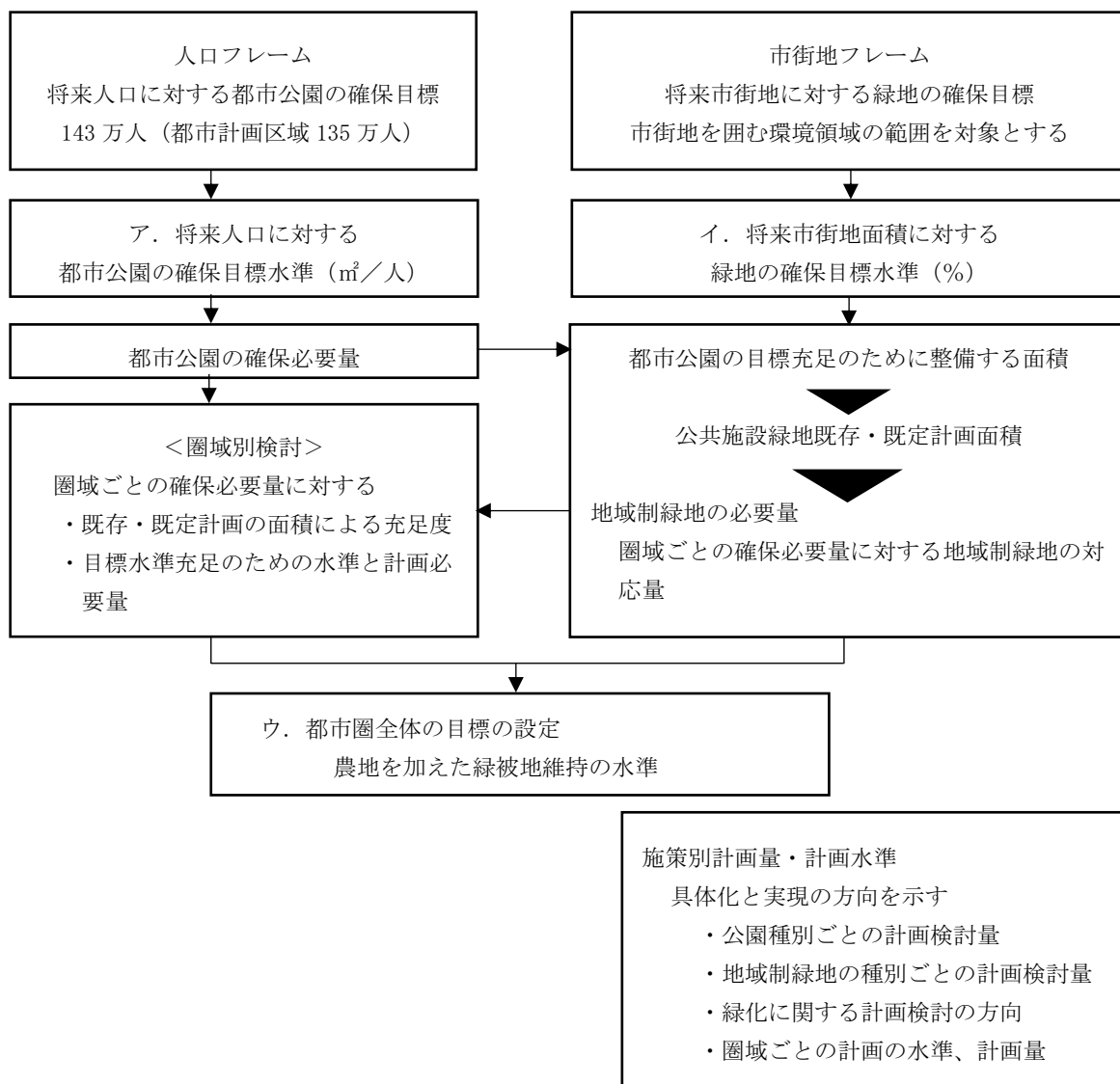
広域緑地計画に基づいて具体化を図る緑地配置の目標を次のように設定する。

**【目標設定項目】**

- ア. 緑とふれあい交流を広げる場として重要な都市公園の望ましい設置量
- イ. 市街地一帯の環境として確保することが望ましいとされる緑地量
- ウ. 都市の環境として望ましいとされるみどり量

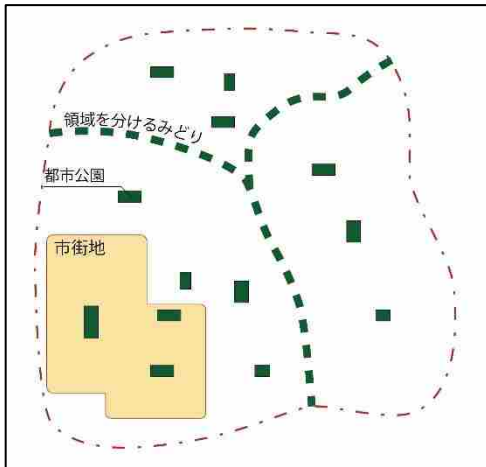
検討に当たっては、都市圏ごとに現況の確保緑地量と緑地の存在量、未担保地量を十分に把握し、目標を達成するための緑地水準確保の可能性と必要な緑地量を、現実的に具体化の可能な緑地量を勘案しながら目標を設定するという方法を用いる。

■水準検討の方法



ア. 将来人口に対する都市公園の確保目標

将来人口に対し、一人あたり 20 m<sup>2</sup>以上となる公園を確保する。(計画公園 2 割増)



・都市公園等は、概ねすべての市街地において歩いていける範囲に公園の整備を促進するとともに、交流や利活用を促進するよう、みどりある心地よい空間の創出に努める。長期的には、住民一人当たりの都市公園等面積を 20 m<sup>2</sup>以上確保することを目指す。

・圏域全体をみると、現況人口に対し都市公園の供用開始面積による整備水準は、平成27年度末10.7 m<sup>2</sup>/人である。一方、都市公園の既存既定計画量

2,379.8ha はフレームとして設定した都市計画区域の将来人口 1,352 千人(2035 年)に対して 17.6 m<sup>2</sup>/人になる。

・下表のように、那覇広域都市圏では約 342.4ha、南城都市圏では約 52.5ha 中部広域都市圏では約 103.2ha の新規公園計画が必要である。この計画検討量は、城跡等の歴史的環境を保全・活用することによる緑地の確保と、駐留軍用地跡地に公園用地を確保していくことで対応を図ることとする。また、名護、本部、宮古、石垣の都市圏では現在の都市公園既存既定計画量で目標水準 20 m<sup>2</sup>/人は達成されている。

・圏域ごとに水準の充足・充実を図ると、都市計画区域全体では 2,938.5ha、21.7 m<sup>2</sup>/人の計画量となる。これについては、住民に身近な公園の充実を考慮した値となっている。この計画量は現行の都市公園既存既定計画量 2,379.8ha の約 120%、現行計画水準 17.6 m<sup>2</sup>/人の 120%(約 2 割増)に当たる。

・したがって本計画では、圏域の県民 1 人あたり 20 m<sup>2</sup>以上、計画面積 2 割増の都市公園等の確保を目標に掲げ、その具体化を図る取り組みを編成していくこととする。

■ 都市公園等の計画必要量

(単位 : ha、人、m<sup>2</sup>/人)

都市圏	現況値			将来推計値			将来目標値		
	現況人口	供用開始済面積	一人当たり公園面積	将来人口	将来都市公園面積	将来一人当たり公園面積	目標水準(m <sup>2</sup> /人)	標準目標量	必要計画量
那覇広域	808,555	555.6	6.9	797,313	846.6	10.6	14.9	1,189.0	342.4
南城	41,747	23.3	5.6	40,016	46.6	11.7	24.8	99.1	52.5
中部広域	338,667	336.1	9.9	346,545	486.4	14.0	17.0	589.6	103.2
名護	62,215	123.4	19.8	61,888	151.0	24.4	24.4	151.0	0.0
本部	13,556	73.5	54.2	11,655	96.8	83.1	85.5	99.7	2.9
宮古	49,066	107.5	21.9	44,232	346.1	78.2	89.8	397.3	51.2
石垣	49,085	243.2	49.5	50,288	406.4	80.8	82.1	412.9	6.5
合計	1,362,891	1,462.5	10.7	1,351,936	2,379.8	17.6	21.7	2,938.5	558.6

イ. 将来市街地面積に対する緑地の確保目標量

各圏域の将来市街地とその周辺に、30%以上の緑地を確保する。



- ・『緑の政策大綱(平成6年7月、建設省)』では、市街地における永続性のある緑地の割合を3割以上確保することが望ましいと示されている。これは「人が心地よいと感じる環境は緑が3割以上あることに拠る」との研究などによっている。暑さの厳しい沖縄ではこのことを実感することができる。
- ・市街地における緑地の割合は、市街地の内だけではなく関連する外周範囲の緑地を含んでも良いとされている。(『緑の基本計画ハンドブック：平成19年』)

$$\text{緑地確保目標水準} = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$

- ・都市圏の将来市街地に対して現段階で永続性が担保されている緑地は下表の通りであり、市街地+周辺領域において60.2%となっている。

■ 将来市街地に対する緑地の確保必要量

(単位: ha, %)

都市計画区域		現況値						目標						
		確保量						市街地面積	緑地確保率	未担保緑地	将来市街地	計画緑地量	緑地確保目標量	将来緑地確保率
都市公園	公共施設緑地	地域制緑地	農地	重複面積										
那覇広域	圏域計	555.6	103.6	1,028.4	3,791.3	179.2	5,299.7		37.5%	1,473.5		5,696.3	5,960.5	37.5%
	市街地	227.5	54.8	249.0	0.0	33.5	497.8	9,335.2		297.7	10,698.1	758.8		
	周辺領域	328.1	48.8	779.4	3,791.3	145.7	4,801.9			1,175.8		4,937.5		
南城	圏域計	7.2	0.0	385.2	446.3	128.7	709.9		89.7%	52.8		709.9	1,004.3	89.7%
	市街地	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	82.1		2.4	115.8	0.8		
	周辺領域	6.3	0.0	385.2	446.3	128.7	709.1			50.4		709.1		
中部広域	圏域計	336.1	43.9	559.3	2,754.0	56.4	3,636.8		41.4%	1,460.3		3,753.8	3,850.4	41.4%
	市街地	74.9	10.0	73.0	0.0	8.5	149.4	5,294.3		252.9	5,689.4	242.4		
	周辺領域	261.2	33.9	486.3	2,754.0	48.0	3,487.4			1,207.4		3,511.4		
名護	圏域計	117.6	21.7	1,065.2	1,557.0	91.2	2,670.2		80.3%	1,613.0		2,670.2	2,670.2	80.3%
	市街地	105.1	0.0	39.1	0.0	0.0	144.2	797.8		11.8	797.8	144.2		
	周辺領域	12.5	21.7	1,026.1	1,557.0	91.2	2,526.0			1,601.3		2,526.0		
本部	圏域計	73.5	10.1	538.4	1,155.0	76.4	1,700.6		95.7%	1,694.6		1,714.6	1,714.6	95.8%
	市街地	1.7	0.0	4.6	0.0	0.0	6.3	82.0		0.0	82.0	6.3		
	周辺領域	71.8	10.1	533.8	1,155.0	76.4	1,694.3			1,694.6		1,708.3		
宮古	圏域計	56.3	4.3	473.8	4,832.0	61.2	5,305.3		93.0%	985.7		5,829.3	5,829.3	93.5%
	市街地	21.4	0.0	18.7	0.0	2.3	37.8	436.3		23.2	457.8	49.8		
	周辺領域	35.0	4.3	455.1	4,832.0	58.9	5,267.5			962.5		5,779.5		
石垣	圏域計	31.0	16.9	149.3	1,837.0	41.6	1,992.5		77.6%	126.0		2,011.5	2,952.3	77.6%
	市街地	7.1	9.9	3.6	0.0	3.2	17.4	591.2		1.3	886.6	36.4		
	周辺領域	23.9	7.0	145.7	1,837.0	38.5	1,975.1			124.8		1,975.1		
圏域全体	合計	1,177.2	200.5	4,199.5	16,372.6	634.8	21,315.1		57.5%	7,405.9		22,385.7	23,981.6	60.1%
	市街地	438.5	74.7	387.9	0.0	47.4	853.8	16,618.9		589.2	18,727.5	1,237.9		
	周辺領域	738.7	125.8	3,811.6	16,372.6	587.4	20,461.3			6,816.7		21,146.9		

※1. 緑地確保必要量の検討は、“市街地+周辺領域”について行う。那覇広域、中部広域では、各領域に市街地が存在するため、都市圏全域を対象としている。南城、名護、本部、宮古、石垣の各都市圏においては市街地の存在する周辺領域のみを対象としている。(61頁 対象範囲参照)

2. 都市公園面積は都市計画公園(供用開始済面積)。公共施設緑地は既存施設。

3. 地域制緑地は風致地区、自然公園、自然環境保全地域、天然記念物、保安林、河川(図面計測により重複分差し引いた面積)。

4. 農地は農用地のみを対象とする。

5. 未担保緑地量は次に示す根拠を基に重複分を図面計測により差し引いた面積。  
都市公園(都市計画決定済み計画面積、今後整備予定の都市公園面積)、施設緑地(平成23年度都市計画基礎調査「土地利用現況」:水面、その他自然、公共公益用地・その他の空地)地域制緑地(航空写真より図上計測、駐留軍用地内の緑地含む)

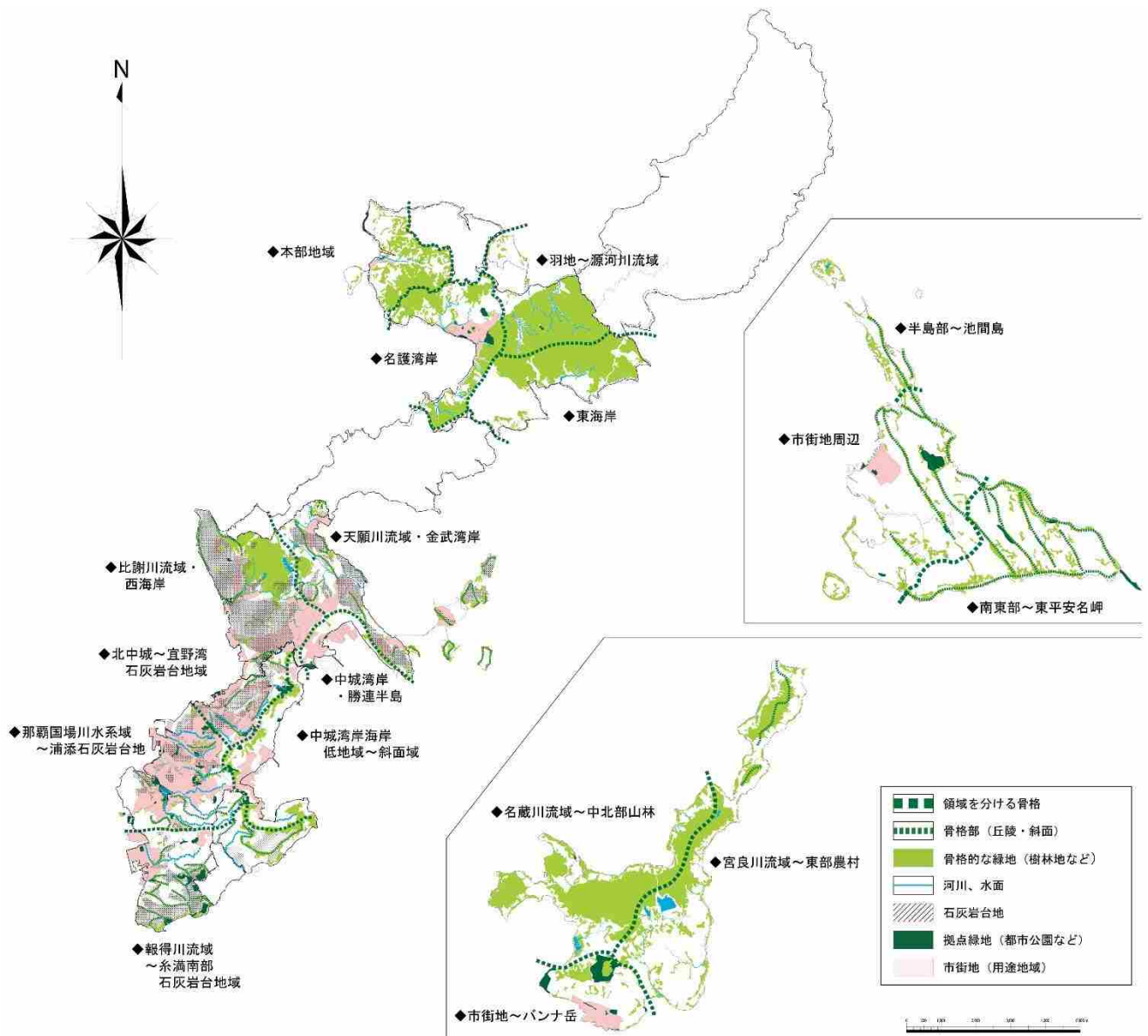
6. 将来市街地+周辺領域における緑地確保の目標量・今後の追加必要量の検討は、60項算式による。

7. 都市圏全域確保目標量: 緑地確保率が30%未満の場合、緑地確保率30%となるよう緑地量を算出した面積、30%以上の場合現況以上。



- ・本計画では、緑地確保の目標水準を、それぞれの都市圏の将来市街地の30%以上とし、市街地周辺領域までを合わせて確保努力を進めることにする。その総量は前表に示すように約24,002haに及ぶ。農地を含めることにより、すべての圏域が目標の30%を超える結果となっている。都市計画区域全体では50%を上回っており、那覇広域都市圏及び中部広域都市圏の緑地量は、平均以下である。
- ・これらを踏まえて、本計画は将来市街地面積の30%以上の緑地確保を目標とする。
- ・那覇広域都市圏と中部広域都市圏では、市街地周辺領域における緑地目標量を確保する都市公園や公共施設緑地の創出と地域制緑地の保全対策を進める。また民間施設緑地や生産緑地、及び軍用地内緑地を維持する対策を講じ、補完する緑化対策の推進を図る。

■対象範囲



ウ. 都市圏に確保するみどり量

環境の基盤を形成するみどり量を都市圏全域で50%以上を保つように確保していく。



- ・都市環境の基盤を形成するみどり量は都市の50%以上存在することが望ましいとされる。
- ・本県の都市圏の状況は、那覇広域と中部広域の都市圏ではみどり量が4割に達しないことから、30%以上での維持を目指す。名護、本部、宮古、石垣、南城の都市圏では自然的田園的緑地が豊かなことから、都市圏の60%以上の維持を目指す。これらによって都市圏全体では将来に亘って平均50%以上のみどり量を保つように維持していく。

■都市圏におけるみどり量の確保

(単位: ha, %)

都市計画区域	都市圏面積	都市圏内					緑地担保量	緑地担保率 (%)	未担保緑地 (軍用地内含む)	民間施設緑地	みどり量	みどりの確保率 (%)
		都市公園(供用)	公共施設緑地	地域制緑地	農地	重複面積						
那覇広域	21,759.5	555.6	103.6	1,028.4	3,791.3	179.2	5,299.7	24.4	1,678.4	409.8	7,387.9	34.0
南城	4,791.0	23.3	0.0	1,122.1	1,978.0	406.2	2,717.1	56.7	278.0	252.0	3,247.1	67.8
中部広域	20,023.0	336.1	43.9	559.3	2,754.0	56.4	3,636.8	18.2	3,751.3	313.2	7,701.3	38.5
名護	21,038.0	123.4	21.7	2,638.6	3,649.0	168.6	6,264.1	29.8	10,963.2	158.0	17,385.3	82.6
本部	5,430.0	73.5	10.1	538.4	1,155.0	76.4	1,700.6	31.3	1,694.6	132.3	3,527.5	65.0
宮古	16,530.0	107.5	48.1	852.1	10,162.0	98.6	11,071.1	67.0	1,910.9	228.8	13,210.8	79.9
石垣	22,338.0	243.2	16.9	7,485.0	11,669.0	1,514.6	17,899.4	80.1	1,696.0	131.0	19,726.5	88.3
都市計画区域全体	111,909.5	1,462.5	244.3	14,223.9	35,158.3	2,500.1	48,588.8	43.4	21,972.4	1,625.1	72,186.3	64.5

- ※ 1. 都市公園面積は都市計画公園（供用開始済面積）。公共施設緑地は既存施設。  
 2. 地域制緑地は風致地区、自然公園、自然環境保全地域、天然記念物、保安林、河川（図面計測により重複分差し引いた面積）。  
 3. 農地は農用地のみを対象とする。  
 4. 未担保緑地量は次に示す根拠を基に重複分を図面計測により差し引いた面積。  
 都市公園（都市計画決定済み計画面積、今後整備予定の都市公園面積）、施設緑地（平成23年度都市計画基礎調査「土地利用現況」：水面、その他自然、公共公益用地・その他の空地）地域制緑地（航空写真より図上計測、駐留軍用地内の緑地含む）  
 5. 民間施設緑地は、ゴルフ場、植物園等（計画区域内市町村調べ）

## ■総括表

(単位：ha)

都市圏	A市街地			B市街地+周辺領域			C周辺領域外(郊外)			都市計画区域
	都市公園 公共施設	地域制緑 重複分	未担保 緑地	都市公園 公共施設	地域制緑 重複分	未担保 緑地	都市公園 公共施設	地域制緑 重複分	未担保 緑地	緑地担保量
	農地	緑地 確保量		農地	緑地 確保量		農地	緑地 確保量		農地
	緑地残存量			緑地残存量			緑地残存量			緑地残存量
那覇広域	9,335.2			21,759.5			-			21,759.5
	227.5	249.0	297.7	555.6	1,028.4	1,473.5				5,299.7
	54.8	33.5		103.6	179.2					409.8
	0.0	497.8		3,791.3	5,299.7		204.9			1,678.4
795.5			6,978.1						7,387.9	
南城	82.1			1,192.1			3,599.0			4,791.1
	0.8	0.0	2.4	7.2	385.2	52.8	16.1	736.9	225.2	2,717.1
	0.0	0.0		0.0	128.7		0.0	277.5		252.0
	0.0	0.8		446.3	709.9		1,531.7	2,007.2		278.0
3.2			762.7			2,232.4			3,247.1	
中部広域	5,294.3			20,023.0			-			20,023.0
	74.9	73.0	252.9	336.1	559.3	1,460.3				3,636.8
	10.0	8.5		43.9	56.4					313.2
	0.0	149.4		2,754.0	3,636.8		2,291.0			3,751.3
402.3			7,388.1						7,701.3	
名護	797.8			6,474.8			14,563.2			21,038.0
	105.1	39.1	11.8	117.6	1,065.2	1,613.0	5.8	1,573.4	7,569.2	6,264.1
	0.0	0.0		21.7	91.2		0.0	77.4		158.0
	0.0	144.2		1,557.0	2,670.2		2,092.0	3,593.8		1,781.0
155.9			4,283.3			12,944.0			17,385.3	
本部	82.0			5,430.0			-			5,430.0
	1.7	4.6	0.0	73.5	538.4	1,694.6				1,700.6
	0.0	0.0		10.1	76.4					132.3
	0.0	6.3		1,155.0	1,700.6					1,694.6
6.3			3,395.2						3,527.5	
宮古	436.3			3,714.3			12,815.7			16,530.0
	21.4	18.7	23.2	56.3	473.8	985.7	51.2	378.3	925.2	11,071.1
	0.0	2.3		4.3	61.2		43.8	37.4		228.8
	0.0	37.8		4,832.0	5,305.3		5,330.0	5,765.8		1,910.9
61.0			6,291.0			6,691.0			13,210.8	
石垣	591.2			9,090.2			13,247.8			22,338.0
	7.1	3.6	1.3	31.0	149.3	126.0	212.2	7,335.7	1,570.0	17,899.5
	9.9	3.2		16.9	41.6		0.0	1,473.0		131.0
	0.0	17.4		1,837.0	1,992.5		9,832.0	15,906.9		1,696.0
18.7			2,118.6			17,476.9			19,726.5	
合計	16,618.9			67,683.9			44,225.7			111,909.6
	438.5	387.9	589.2	1,177.2	4,199.5	7,405.9	285.3	10,024.3	10,289.6	48,588.8
	74.7	47.4		200.5	634.8		43.8	1,865.3		1,625.1
	0.0	853.7		16,372.6	21,315.0		2,495.9	18,785.7		27,273.8
1,442.9			31,216.9			39,344.3			70,561.2	

## 4. みどりの配置方針

みどりの将来像の実現を目指し、沖縄のみどりの特性を生かして、次のように系統別配置方針を立て、施策の検討方向を設定する。

## (1) 環境保全系統の配置方針

## 特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・サンゴ礁の海岸、干潟、マングローブ、河川や遊水湿地などの湿潤な水面を保護し、地下水の脈絡と湧水環境を維持し、石灰岩の台地・崖線や島尻の丘陵・斜面（ハンタ地形）の樹林、照葉樹の森林地域を保全して、野鳥や昆虫、魚や水生生物などの生きものが生息できる環境を圏域やその領域ごとにつながりを持って、これら生物多様性の確保を図る。
- ・これらのみどりは人と自然の共生の場となり、沖縄県内で進められる環境教育やエコツアーリズムの対象として期待される。

## 【検討する施策】

- ・基盤となる自然のみどりの保全による森林域と生物圏の保全。
- ・多様性を高める農村のみどりの保全による疎林・草地と水面の生物圏の保全と回復。
- ・都市の環境をつくる樹林地帯の保全のため、中心緑地のまとまりと骨格のみどりのつながり確保。
- ・河川の保全と多自然型整備による自然河川と河辺樹林地の保全、自然性回復とみどり形成。
- ・湧水群と湧水涵養域の保全・整備による湧水樹林地の保護、湧水涵養域の保全とみどりの充実。
- ・干潟・湿地やサンゴ礁池の保全と整備による水面環境の保全、水辺の樹林地の保全と充実。

## ■環境保全系統の配置イメージ図



## (2) 歴史文化系統の配置方針

沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・世界遺産にも登録されたグスク群をはじめとする琉球の歴史を物語る史跡と一帯の環境の維持・修復、歴史の道やかつての間切りや集落の領域を構成するグスク、御嶽の森や集落林、湧水地など沖縄の風土を表すみどりの姿の保存・再生を図る。
- ・これらのみどりは沖縄独自の郷土学習や歴史観光の対象として期待される。

## 【検討する施策】

- ・世界遺産一帯の歴史的環境の保全と活用による登録遺産と周辺環境の保全と活用・普及。
- ・地域を豊かにする歴史的環境の保全・活用のため、グスクや御嶽、聖域等の保全と活用。
- ・集落をいきいきとする郷土的環境の保全・活用のため、ゆかりの郷土資源等の保全と整備。
- ・琉球の歴史をたどる道筋の確保のため、街道・古道・参詣道のみどりの保全と整備。

## ■ 歴史文化系統の配置イメージ図



## (3) 防災システムの配置方針

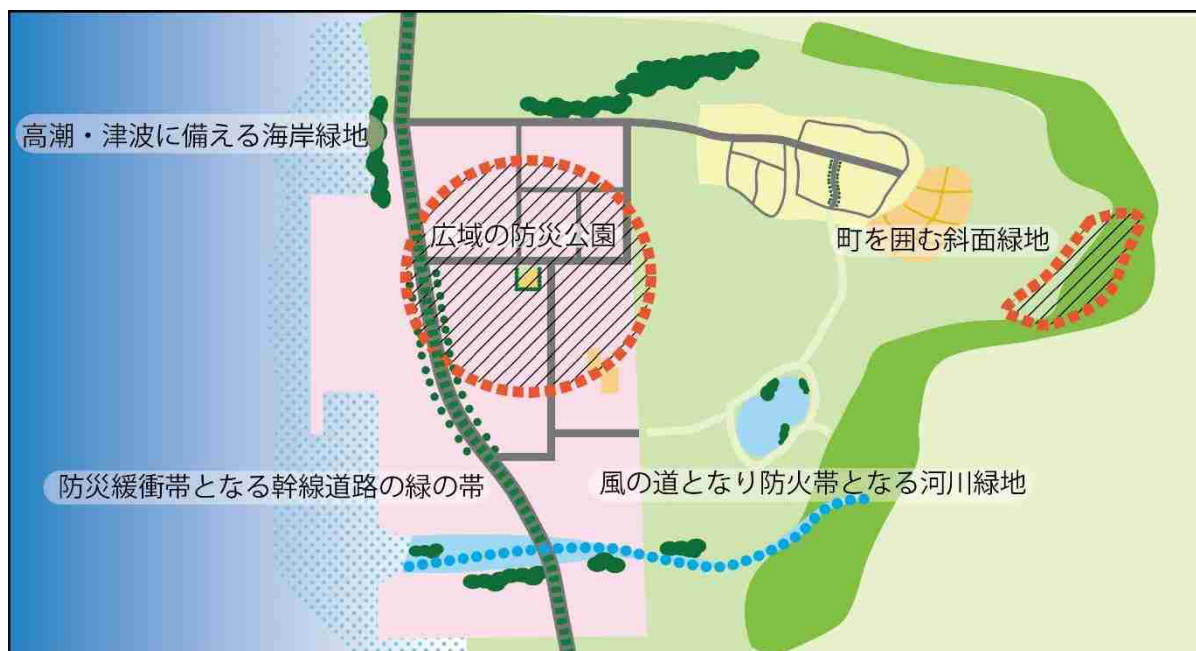
災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

- ・大地震の津波や火災時の避難の場、災害対策活動の広域的な拠点、風の道となって市街地の局所気候や地球の温暖化を緩和する河川や川沿いのみどり、循環型社会の構築のために必要なみどりの環境形成などに役立つみどりを生活の場に整える。
- ・これらのみどりは、まちを快適な空間に整え、日常的に様々な交流を育ててまちを楽しくする役割を果たすと考えられる。

## 【検討する施策】

- ・避難地不足圏域での避難公園と広域の防災公園の確保。
- ・高潮・津波に備える海岸緑地の確保、津波対策緑地の整備、高台の避難公園の確保。
- ・地滑り地域、急傾斜地等斜面崩壊への防備のため、まちを囲む斜面緑地の保全。
- ・風の道となり防火帯となる河川緑地の形成、市街地内河川の緑地化・緑化の充実。
- ・防災緩衝帯となる道路のみどりの帯の形成、避難軸線上を重点とする道路緑化の充実。

## ■防災システムの配置イメージ図



## (4) レクリエーションシステムの配置方針

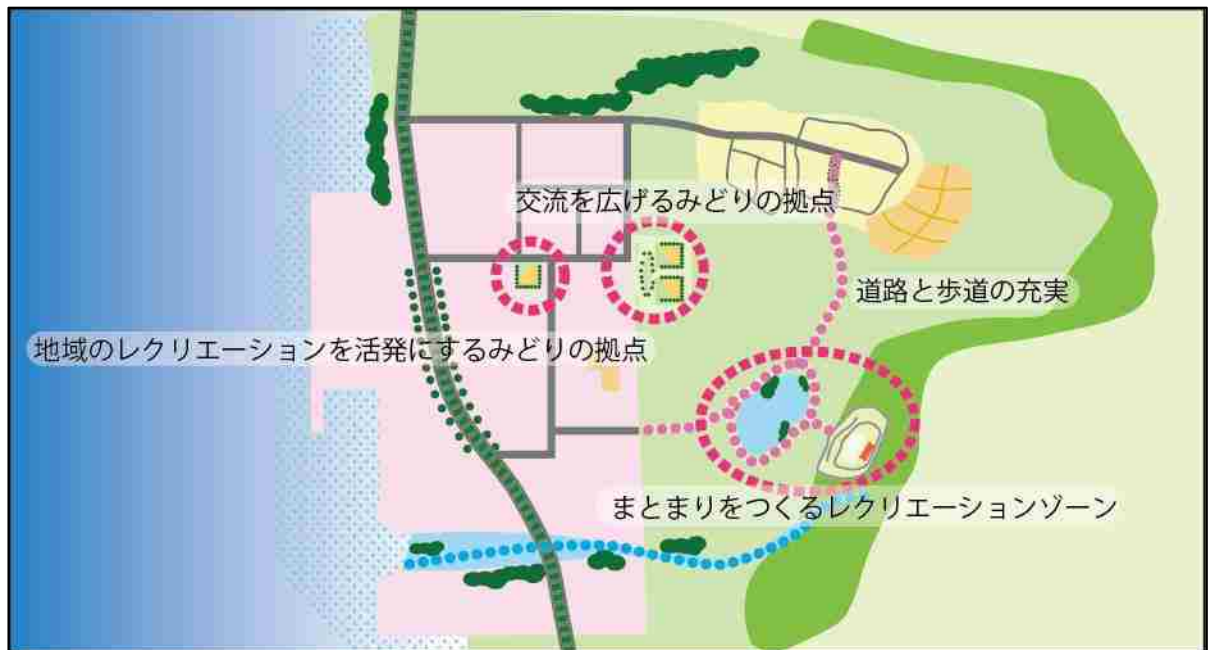
健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり

- ・沖縄の気候風土を生かして健康増進やスポーツ・レクリエーションの活動の場をつくり、ゆったりとした暮らしにふれるふるさと体験と安らぎや癒しの環境となるみどりを設ける。
- ・これらのみどりは県民のふれあいや児童の育成、スポーツキャンプや地域間交流・県外国際交流を促進する役割を果たし、またリゾート地域の形成やブルーツーリズムやグリーンツーリズムの環境として期待される。

## 【検討する施策】

- ・交流を広げるみどりの拠点の確保と充実のため、広域公園および準ずる拠点公園の確保。
- ・地域のレクリエーションを活発にするみどりの拠点の確保のため、都市公園やその他緑地の充実。
- ・まとまりをつくるレクリエーションゾーンの形成のため、ゾーン内公園緑地の機能の充実。
- ・みどりの拠点に至るレクリエーションゾーンの道路と歩道の充実。

## ■レクリエーションシステムの配置イメージ図



## (5) 景観システムの配置方針

自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり

- ・サンゴ礁とみどりに縁取られた海岸、石灰岩の丘や島尻の丘陵地やハンタ（断崖）のみどり、ウージ（さとうきび）の畑など農地を、沖縄らしさを特徴づける景観のみどりとして保全を図る。
- ・市街地の周辺では、珊瑚の石垣や赤瓦の民家、花に縁取られた集落や住宅地、緑陰の並木や花木のつながる道路と白い建物のまちなみ、スージグワ（小路地）や広場の空間、グスクの丘や御嶽の森、湧水などの郷土にゆかりのみどり、ヤシの木立や自然の森に包まれたリゾートや大公園のみどりなど、これらの景色と眺望を確保する。

## 【検討する施策】

- ・水面や斜面によるみどりの帯の形成、田園エリアの保全によるまちの輪郭を整えるみどりの帯の形成。
- ・まちのシンボルエリアの形成のため、まちの中心的な緑地・代表的な緑地の保全と整備。
- ・代表景勝地の保全による郊外景勝地エリアの維持。
- ・眺望地点の確保と保全のための環境整備と周辺眺望域の景観保全。

## ■景観システムの配置イメージ図

